

第2章 災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備

【各機関】

市や県をはじめとする各防災関係機関は、それぞれの責任分野において、災害を防止し被害を軽減するための施策を実施している。

各機関、市民、事業所が予防、応急、復旧対策を実施し、適切な活動を行うために目標とする「防災組織の整備」に関する計画、市を中心として各機関が相互に連帯協力するための、「情報連絡体制の整備」に関する計画を進める。

第1 防災組織の整備

大規模な災害が発生した場合、市を中心とする防災関係機関において、迅速な防災活動を行うための組織をあらかじめ整備しておく必要があるため、防災組織整備計画を進める。

1. 市

(1) 市防災会議

ア. 設置の根拠等

- ① 災害対策基本法 第16条
- ② 守山市防災会議条例

※（資料1-1）守山市防災会議条例

イ. 組織

守山市防災会議は、条例に基づき組織する。

ウ. 所掌事務

- ① 地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- ② 市の地域に係わる災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- ③ その他法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(2) 市水防協議会

ア. 設置の根拠等

- ① 水防法 第26条
- ② 守山市水防協議会条例

※（資料1-2）守山市水防協議会条例

イ. 所掌事務

水防計画その他水防に関し必要な事項を調査審議すること。

ウ. 組織

守山市水防協議会は、条例に基づき組織する。

(3) 市災害対策本部

ア. 設置の根拠等

- ① 災害対策基本法 第16条、第23条

※(資料1-3) 災害対策基本法

- ② 守山市災害対策本部条例

※(資料1-4) 守山市災害対策本部条例

イ. 組織

市災害対策本部組織は、「第3章第2 災害対策本部」の通り組織する。

ウ. 所掌事務

地域防災計画の定めるところにより、市域の災害予防計画、災害応急対策及び応急復旧対策を実施すること。

(4) 市水防本部

ア. 設置の根拠等

- ① 水防法 第3条の1、第5条

- ② 守山市水防計画

イ. 所掌事務

水防計画の定めるところにより、市域の水害の防止及び軽減に関わる災害応急対策を実施する。

ウ. 組織

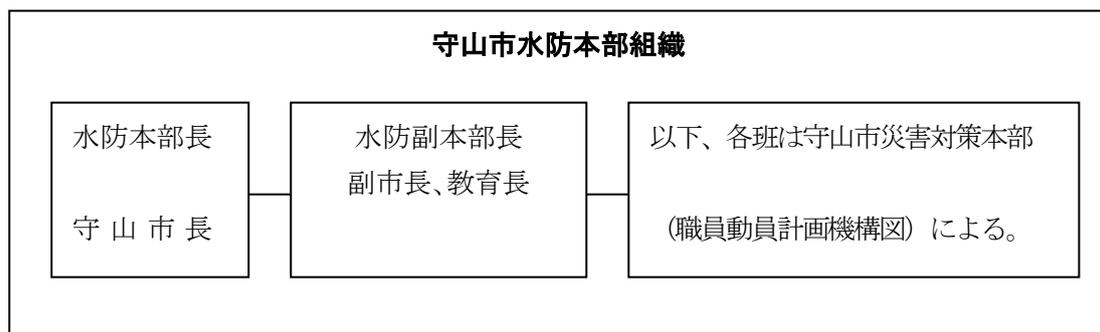
水防本部の組織系統と所掌事務は、水防計画のとおりである。

なお、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部に統合される。

- ① 水防本部

水防管理者は、洪水等で水防活動が必要であると認めるときから、その危険が除去されるまでの間、市に水防本部を設置、水防事務を処理する。

- ② 水防本部の事務局は都市経済部水防担当課におき、水防本部の組織は次のとおりとする。



2. 県

県は市町を包括する団体として、次の防災組織を設置することとしている。

- (1) 県防災会議
- (2) 県災害対策本部
- (3) 県水防本部

3. 防災関係機関

市内にある「指定行政機関」、「指定地方行政機関」（以上国の機関）、「指定公共機関」、「指定地方公共機関」（以上公共の機関、公益的事業を営む法人で、それぞれ内閣総理大臣、県知事が指定するもの）、及び「公共団体」等の防災関係機関は、法令、防災業務計画、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、災害予防計画及び応急対策の的確かつ円滑な実施のため、必要な組織を整備し、その改善に努める。

4. 自主防災組織

(1) 根拠及び目的

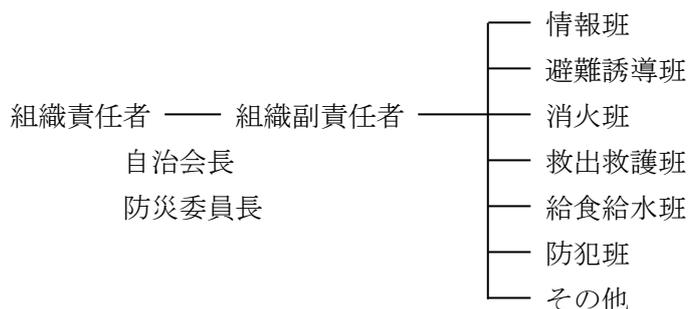
市民への防災知識の普及、防災訓練、研修等啓発事業を継続して実施し、リーダー養成、活動及び施設整備経費の助成等により、地域及び事業所において自主防災組織の育成強化を図るものとする。

(2) 組織系統

ア. 地域住民自主防災組織

地域住民の自主防災組織は、自治会単位とし、地区の規模、態様によりその内容が異なるものがあるが、おおむね次の例により組織の編成、役割及び活動内容について育成指導を図る。

イ. 組織の編成の例示



5. 施設の防災組織

学校、病院その他多数の人が出入りする施設は、災害を軽減防止するため、防災組織を結成し防災対策を実施する。

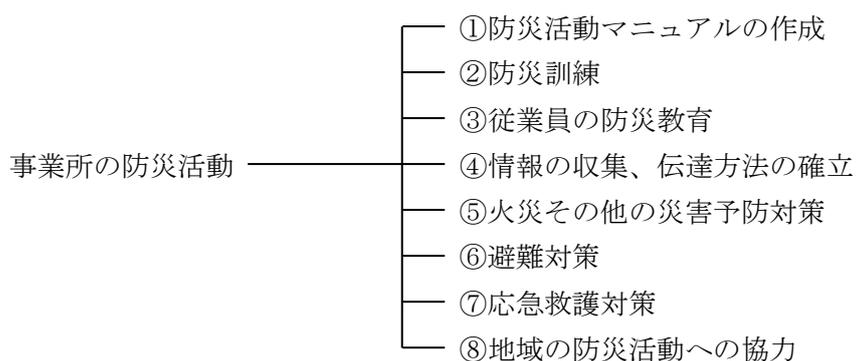
また、市が実施する防災事業に積極的に協力するものとする。なお、その具体的な活動内容は、次の「6. 事業所等の防災組織」に準ずる。

6. 事業所等の防災組織

事業所（企業等）は、消防法第8条の規定により「消防計画」を作成するとともに、地域の安全と密接な関連がある場合においては、従業員、利用者の安全を確保するとともに地域の被害を拡大することのないよう、的確な防災活動を行うものとする。

また、事業所は、自主的な防災組織の編成に努めるとともに、周辺地域の自治会等と密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するよう努めるものとする。また、市が実施する防災事業に積極的に協力するものとする。

なお、具体的な活動内容については、おおむね次の通り行うものとする。



第2 防災拠点の整備

1. 防災中枢拠点の整備

(1) 施設・設備の整備

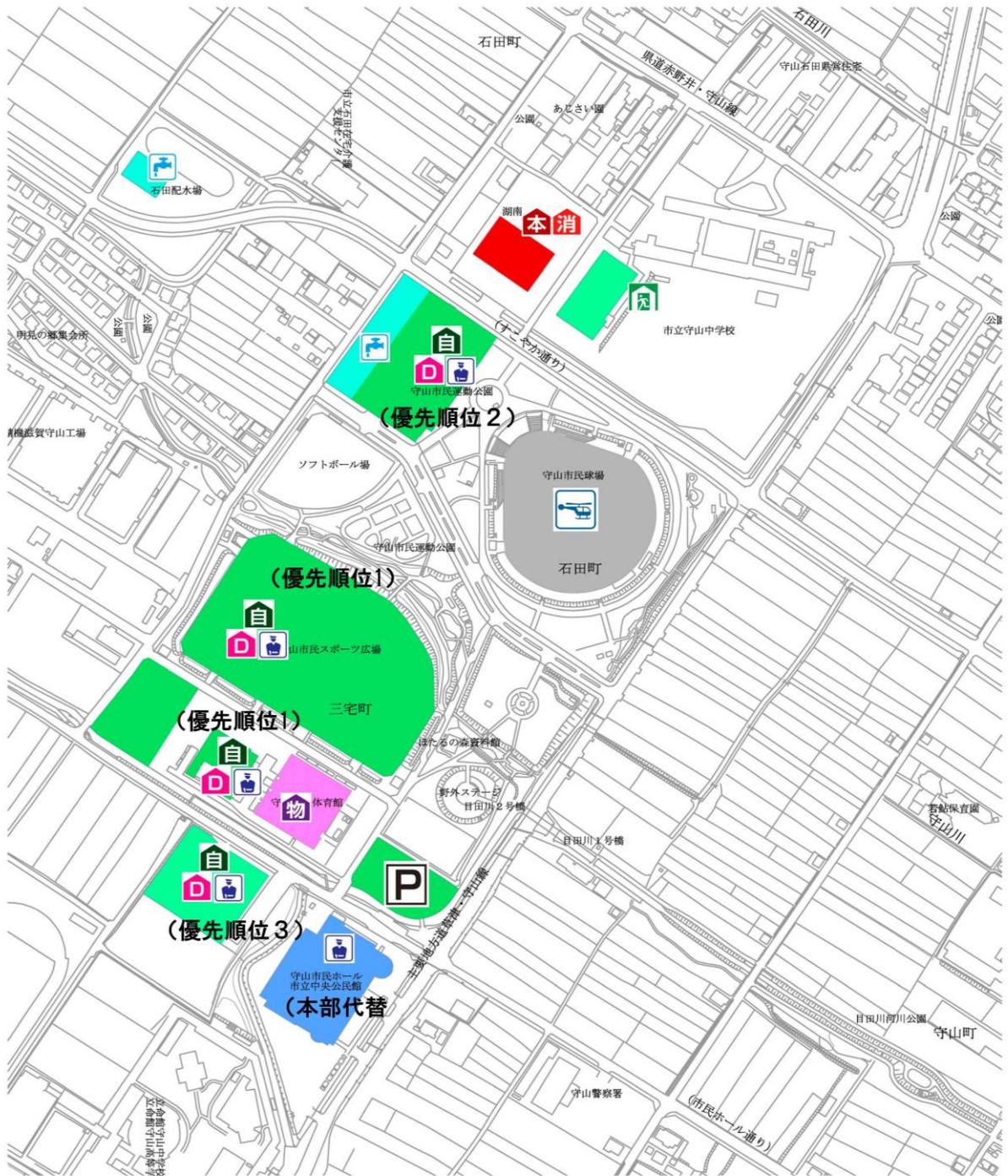
市役所、コミュニティ防災センター、市民運動公園の市民体育館（大アリーナ及び多目的アリーナ）等は防災中枢拠点として位置づけ、災害時に中枢拠点として機能させるために必要となる通信設備のバックアップシステムの整備や市役所庁舎の耐震対策を行う。

また、太陽光をはじめとする自然エネルギー発電設備及び自家発電設備等の既存の商用電力に依拠しないエネルギーの供給システムを整備し、更に、蓄電池の整備を行うことで、昼夜を問わず、十分な期間の電力を賄うことができるよう整備を図る。

(2) 活動拠点の利用計画

東日本大震災等過去の大規模災害時においては、自衛隊やDMAT（災害派遣医療チーム）、緊急消防援助隊、警察等の団体が人命救助、医療、給食等、様々な活躍があったことを踏まえ、下図の通り市民運動公園周辺を各種団体の活動拠点として位置づけを行い、あらかじめ意思疎通を図っておくものとする。なお、同所が不足する場合は、野洲川河川敷やびわこ地球市民の森、被災地近くの公共空地を使用するものとする。

【活動拠点利用計画図】



- | | | | | | |
|--|---------|--|---------------|--|-----------------|
| | 災害対策本部 | | 避難所(福祉避難室を含む) | | 警察 |
| | 物資拠点 | | 自衛隊拠点 | | DMAT(災害派遣医療チーム) |
| | 緊急消防援助隊 | | 給水活動拠点 | | 駐車場 |
| | ヘリポート | | | | |

※優先順位とは自衛隊の活動拠点の利用の優先順位を表します。

2. 地域防災拠点の整備

「農村環境改善センター」および「多目的広場」は、避難所および避難場所とし、また、当該施設へのアクセス道路については、緊急輸送道路として地域防災計画に位置づけている中で、整備予定の交流拠点施設は、地域防災拠点として、平時時は、「環境」「健康」「交流」の拠点となるように、また、災害時には、資機材や生活物資の北部防災中継基地として整備する。

3. 地区防災拠点の整備

平常時から地域における災害に対処する能力を高めるとともに、災害時の応急・復旧活動を円滑に行う等、自主的・組織的な救助活動を支援するために、地区ごとに各地区会館を地区防災拠点と位置づけ、整備を推進する。

地区防災拠点には、市災害対策本部及び各自治会との情報の受発信機能を強化するための防災行政無線等を整備する。

4. 防災拠点備蓄倉庫の整備

(1) 備蓄倉庫の整備

避難所（福祉避難室を含む）と指定している小学校、中学校また、避難場所として指定しており防災の拠点となりうる公園等には備蓄倉庫を整備し、必要な下記の資機材と防火水槽を整備する。

- ① 小型動力ポンプ
- ② ろ水器
- ③ 移動式炊飯器
- ④ 発電機
- ⑤ 投光器

(2) 広域防災拠点備蓄倉庫の整備

防災活動の範囲、避難所との連携、また、分散備蓄の観点から市内を南部地域、中部地域、北部地域と3区域に分割し、広域の備蓄倉庫の整備を行っている。南部拠点備蓄倉庫については、プレハブ施設であるため、今後再整備を検討する。

第3 情報連絡体制の整備

大規模な地震が発生した場合、防災関係機関相互の情報連絡や被害状況その他に関する情報収集活動、市民に対する広報活動が困難になることが予想される。

東日本大震災を踏まえ、電気・電話等が一時的に途絶しても情報連絡体制が確保されるよう、バックアップ電力を確保する。

また、有線通信が途絶した際の、市民への情報源の確保のため、コミュニティFM等有線通信以外の情報連絡体制の整備を検討する。

1. 施設・設備の整備

(1) 現況



※ (資料 4-1) 市内公共施設連絡簿

(2) 基本方針

- ① 消防防災無線のデジタル化推進
- ② 情報配信システムの登録促進
- ③ コミュニティFM等有線通信以外の市民への情報連絡体制の整備の検討
- ④ その他ツイッター等の市民への連絡体制の整備

2. 担い手の確保

滋賀県防災危機管理局及び滋賀県アマチュア無線連盟との連携強化を図る。また、民間の無線従事者からの情報提供や非常時の幅広い情報収集を行うため、無線従事者の確保ならびに、市内のアマチュア無線愛好家団体、タクシー無線取扱業者等、運輸業者等との災害時協力協定の締結を推進する。

第4 災害救助体制の整備

災害発生時における相互援助の実施を目的として、自治体間で広域の相互応援等に関する協定締結等を強化・推進する。また、災害応急復旧に係わる機関や事業所、各種民間組織との連携を強化し、協定締結等を推進する。なお、市では災害時の支援体制として市内において、組織体制を確立し、事業継続計画(BCP)の作成を検討する。

※ (資料 3-1) 守山市支援対策庁内組織体制

第5 自治体等からの受援計画の整備

災害時に備えて、他の自治体等からの支援部隊の受入場所の選定、業務継続計画を踏ま

えた受援内容をあらかじめ定め、受援計画の整備を行う。

第6 災害応急・復旧対策に必要な用地の確保と管理

災害応急対策や復旧対策の過程で必要となる様々な用地を、円滑に、かつ体系的に処理するため、関係機関等と協力し、用地の確保を図る。また、それぞれの用途に適した用地の利用方針を定めるとともに、個別の対応項目ごとに用地選定するのではなく、体系的な管理計画を策定する。

確保すべき用地

- ・ 緊急ヘリポート、物資の集配場、緊急車両の駐停車
- ・ 復旧用資機材置き場、車両置き場
- ・ 避難場所等（仮設テント、仮設トイレ、給水場所、その他）
- ・ 自衛隊等の活動拠点
- ・ ガレキ等仮置き場
- ・ 応急仮設住宅建設用地

第7 災害記録及び防災対策に関する資料の収集・整理

災害実態に関する記録、災害対策に関する記録は防災研究や災害対策の基礎となるデータであり、今後のまちづくりの施策や防災計画等に生かすべく、これらデータの収集・整理、分析に努める。

特に、災害復旧・復興への備えの強化を図る観点から、災害発生時の円滑な復旧に役立つ地籍調査の実施、ならびに土地の数値情報化を推進し、土地情報の整備を図る。

第8 被災者支援システムの運用

市は、迅速な市民生活の再建のため、被災者台帳の作成、罹災証明の発行、避難所及び仮設住宅の管理、また、様々な義援金の給付や生活支援金の貸付管理等を行う、被災者支援システムを導入し、運用に向けた整備を行う。

第2節 災害に強いまちづくりの推進

河川施設や公共下水道等を整備し、市域の流出能力を向上させ洪水防御を行うもので、治水対策の体系を踏まえつつ、各対策を図る。

市街地の整備と道路・橋梁の整備は延焼火災の防止と緊急道路の確保を主とし、オープンスペースの整備と建築物の耐震・不燃化については、地域の耐震性能・耐火性能の向上を図ることを目的とする。

第1 市街地の整備

【都市経済部】

第5次守山市総合計画に基づいて、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備手法を活用した良好な市街地の形成を進める。

なお、市街地整備としては、暮らしの快適性を求めて、ライフスタイルの多様化、高度化において生活拠点としてのまちのあり方も大きく変わり、活力に満ちた市街地の整備とともに、まちの安全性に配慮した整備を図る。

第2 オープンスペースの整備

【防災担当課、都市経済部】

大震火災等の災害時における避難地、火災の延焼防止、自衛隊やボランティア等の救援活動拠点、仮設住宅建設用地として活用される公園・緑地等の公共空地の計画的な配置と整備を図る。また、緑地の保全と創出及び農地の保全に努め、オープンスペースをできるだけ多く確保する。

1. 公園・緑地の整備

本市は、平地に位置するため、樹林率は低いが、市域の約半分が水田で占められており、オープンスペースに恵まれている。災害時における住民の避難場所となる都市公園・緑地は、平成23年末現在、840,600㎡、住民一人あたり10,8㎡に整備が進められており、さらに整備を推進するとともに、防災機能を強化するため、公園・緑地への災害応急対策施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等）の整備を推進する。

2. 緑地・農地の保全

現在残されている市街化区域の緑地に対して、都市防災機能を付加させ、都市の緑地空間を保全しつつ、都市の防災機能の確保を図る。

市街化調整区域の農地については、各種施策を有効に活用しながら、オープンスペースとしての緑地・農地の保全を図る。

第3 河川・排水路等の整備

【都市経済部】

1. 河川等の状況

市内には、野洲川をはじめ多くの河川があるが下流に行くほど河川の断面が小さい田用水路特有の川が多いことから、集中豪雨時には浸水被害が発生しやすい状況である。

また、農地の宅地化に伴う保水力の低下も懸念される等、早急な河川の整備がもためられている。

※（資料 5-1）市域を流れる河川等

2. 河川改修の計画

(1) 河川改修等の現況

新守山川改修事業については、全体計画延長 3.5 km に対して琵琶湖河口部から 3.0 km 区間は暫定で改修が完成しており、最上流部 500m の区間の改修を進めている。

(2) 主要事業

準用河川改修事業等で準用河川の整備を行う。

3. 河川施設等の耐震化

阪神淡路大震災では河川施設に多くの被害があった教訓を踏まえ、河川の堤防、護岸、水門、排水機場等の河川施設について、耐震性強化の整備を図る。また、琵琶湖岸の木浜漁港については、救援物資や被災者の湖上運送基地、復興期における復旧資材等の陸揚げ物流拠点となるため、耐震強化等の整備を行う。

4. 防災マップの作成

平成 24 年に地震時の震度分布、液状化危険度及び洪水時の浸水予想区域等を示した防災マップを作成し、全戸配布を行った。転入者に対して、災害リスクを適切に伝えるため転入時に配布を行う。

また、住民への防災意識の向上のために、避難所（福祉避難室を含む）の見直しや名称変更、新たな知見を反映する等、必要に応じて更新し、配布する。

第 4 交通施設の整備

【県、都市経済部、西日本旅客鉄道㈱】

主要幹線道路、市内幹線道路、地域間連絡道路、生活道路のそれぞれの役割分担を明確にした道路網整備を推進し、都市防災機能の確保を体系的に進めるために、公園・緑地、広域避難場所、一時避難場所、地区防災拠点、小・中学校等の市施設、市役所、防災関係機関、鉄道や駅、その他公共施設等とのネットワーク化を図る。

なお、道路の整備や橋梁の架替にあたっては、交通安全施設の拡充や沿道緑地等、健常者だけでなく、身体障害者、高齢者等いわゆる要配慮者の歩行、避難に配慮した道路環境の整備に努める。

1. 道路の整備

(1) 基幹道路の整備

大津湖南幹線道路の拡幅整備、国道 477 号バイパスの早期整備により、広域の交通ネットワークの整備を推進する。

(2) 生活道路の整備

都市計画道路や生活道路については、まちづくり市道整備計画に基づき、計画的な整備を進める。

ア. 生活道路（区画道路）の整備については、障害者対策、防災対策等、安全性に配慮して、幅員 6 m 確保を原則としながら、狭隘道路の解消に努める。

イ. 歩行者が安全かつ快適に通行できる空間づくりをめざしたコミュニティ道路の整備を推進するとともに、歩道のない道路について歩道の整備を進める。また、歩道舗装のカラー化に努める。

ウ. その他良好な道路機能の維持を図るため、道路改良や排水の整備に努める。

(3) 道路環境の整備

ア. 良好な道路環境を維持するため、歩道の緑化を推進する。特に延焼遮断帯としての役割が期待される路線や避難上必要と認められる路線については、難燃性の樹種を選定し緑化を図る。

イ. 道路標識の設置や拡幅・改良にあたっては、災害時の避難の安全確保に配慮する。

ウ. 路上駐車のために災害時の避難の安全や消防、救急・救助活動に支障のある区間については、市営・民営の駐車場の確保に努める。

2. 橋梁の点検・整備

防災対策上、十分な安全性を確保するため、橋梁点検・調査を実施し、耐震化対策を推進する。

3. 鉄道の整備

鉄道施設の耐震化と安全対策を推進し、事故等の二次災害の発生を防止するよう努めるものとする。また、通勤者等の帰宅困難者が駅に殺到することを想定し、情報提供や安全な場所への誘導等、対応策を推進する。

第5 ライフライン施設の整備

【都市経済部、上下水道事業所、各機関】

上下水道、電気、通信、ガス等のライフライン施設は、市民の日常生活や業務を支える基盤施設である。震災時にこれら施設の破損や機能低下が発生すると、市民生活、救助活動、復旧活動等に大きな支障が出てくる。社会全体への影響を最小限に止めるため、市は、ライフライン事業者と協力し、耐震化等の安全対策に努めるとともに、バックアップ機能を確立する。また、下水道管渠の新設、更新にはリブ管等を使用するとともに、液状化となった場合の上下水道等の復旧計画を作成し、早期の復旧体制の整備を図る。

1. 上水道施設の整備

水道施設は、水源から給水装置にいたるまで広い地域に分布し、かつ各施設は、構造物、管路設備等によって多種多様に構成されているため、一定規模以上の災害による施設設備等の損傷はある程度免れないと思われる。このため重要施設について、調査結果に基づき改良を行う。また、災害時等による停電時に安定給水の確保を図るため、主要な施設への非常用発電設備の設置を検討する。

浄水施設については、消毒設備等の点検を行い安全性の確保に努め必要に応じて改良を行い、また、配水池の有効容量は、非常時にも対応可能な容量の確保に努める。

送・配水施設については、構造物の耐久性を確認し積極的に改良を行い、緊急時の弾力的水利用を可能にし、断水区間を最小限にできるよう配水管網のブロック化の推進を図る。また、送・配水幹線の相互連絡を行うため、環状（ループ）化を図り安全給水の確保に努める。

さらに、緊急時給水を支援補強するため、隣接水道事業の水道システムとの相互連絡管の設置検討を行う。

水道施設の情報管理システムの充実を図るとともに台帳分散管理に努める。

2. 下水道（雨水）の整備

守山市の下水道計画は、県が実施する「琵琶湖流域下水道（湖南中部処理区）計画」に整合した守山市流域下水道整備計画をもって、昭和 48 年度から事業に着手し、昭和 57 年 4 月から一部供用開始を行っている。

また、現在事業中である公共下水道の整備を推進していくとともに震災時において排水処理機能を確保できるよう、耐震性の強化を図る。

公共下水道は、平成 23 年現在、事業認可面積 1,631ha のうち、1,521.9ha（93.6%）の普及となっている。今後、雨水幹線の整備が課題である。

3. 電気供給施設の整備

(1) 計画方針

電力施設の災害を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注する。具体的には、災害別に、設備ごとの災害予防の計画をたて、計画的な設備改修を行うとともに、点検・整備を実施する。

(2) 電力設備の災害予防措置に関する実施計画

ア. 水害対策

① 送電設備

架空電線路については、洗掘等が起こるおそれのある箇所へのルート変更、壁、石積み強化等を実施する。地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

② 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取り付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさあげを実施する。また、屋外機器は基本にかさあげを行うが、かさあげ困難なものは、防水耐水構造化、または防水壁等を組合せて対処する。

イ. 風害対策

各設備とも、計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。

ウ. 雪害対策

① 送電設備

鉄塔には、オフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線・架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策（リング等）を実施する。また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

② 変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバー取付け、融雪装置等の設置を実施する。

③ 配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

エ. 雷害対策

① 送電設備

架空地線の設置、避雷装置の取付け、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。

② 変電設備

耐雷しゃへい及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継雷装置を強化する。

③ 配電設備

耐雷しゃへい及び避雷器を重点的に設置する。

オ. 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来の沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

カ. 地震対策

① 送電設備

架空電線路については、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき整備を行う。

また、地中電線路である終端接続箱、給油装置については「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき整備を行う。洞道は土木学会「トンネル標準示法書」等に基づき整備を行う。また、地盤条件に応じて、可とう継手や可とう性のある管路を採用する等、耐震性に配慮した設備とする。

② 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて整備を行う。建物は、建築基準法による耐震整備を行う。

③ 配電設備

架空電線路については、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいた設備とする。

また、地中配電線路については、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用する等、耐震性を配慮した設備とする。

(3) 防災業務施設及び設備の整備

ア. 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設及び設備を強化、整備する。

- ① 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位の観測施設及び設備
- ② 潮位、波高等の観測施設及び設備

イ. 通信連絡施設及び設備

災害時の情報連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じ、次の諸施設及び設備の強化、整備を図る。

- ① 無線伝送設備
 - a マイクロ波無線等の固定無線施設及び設備
 - b 移動無線設備
 - c 衛星通信設備
- ② 有線伝送設備
 - a 通信ケーブル
 - b 電力線搬送設備
 - c 通信線搬送設備（光搬送設備含む）
- ③ 交換設備
- ④ IPネットワーク設備
- ⑤ 通信用電源設備

ウ. 非常用電源設備

本店、支店等及び業務機関は、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

エ. コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震及び火災対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

オ. その他災害復旧用施設及び設備

電気設備の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じ、移動用発電機設備等を整備しておく。

(4) 災害対策用資機材等の確保及び整備

ア. 災害対策用資機材の確保

本店、支店等及び業務機関は、災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

イ. 災害対策用資機材等の輸送

本店、支店等及び業務機関は、災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

ウ. 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。

エ. 災害対策用資機材等の広域運営

本店は、災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の

調達を迅速、容易にするため、復旧用資材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、「非常災害時における復旧応援要綱（中央電力協議会策定）」に基づき、他電力会社及び電源開発株式会社と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。

オ. 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

本店、支店等及び業務機関は、食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

カ. 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態時での借用交渉は、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

(5) 電気事故の防止

ア. 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検、（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

イ. 広報活動

① 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

- a 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- b 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、すみやかに当社事業所に通報すること。
- c 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- d 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、必ず電気店等で点検してから使用すること。
- e 屋外に避難するときは、ブレーカーを必ず切ること。
- f 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- g その他事故防止のため留意すべき事項。

② PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネット等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

③ 停電関連

病院等の重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備等の設置を要請する。

(6) 防災教育

本店、支店等及び業務機関は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識

の高揚に努める。

(7) 防災訓練

本店、支店等及び業務機関は、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

4. 電話通信設備の整備

電気通信設備の災害による故障発生を未然に防止し、また、災害による故障が発生した場合において電気通信設備または回線の復旧を迅速かつ的確に行うとともに、孤立化防止対策用衛星電話を整備して遠隔地市町の通信途絶の防止等通信サービスの確保を図る。

(1) 電気通信設備等の防災計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を行い万全を期している。

- ア. 豪雨、洪水等のおそれがある地域の電気通信設備等について、極力耐水構造化を行う。
- イ. 風または、豪雪のおそれがある地域の電気通信設備等について耐風または、耐雪構造化を行う。
- ウ. 主要な電信通信設備が設置されている局舎、建物について耐震及び耐火構造化を行う。
- エ. 主要な電気通信設備について予備電源設備を設置する。

(2) 伝送路の整備計画

局地的災害による回線の被害を分散するため、次のように実施または計画するものとする。

- ア. 主要市町間の各ルートの伝送路を整備する。
- イ. 主要区間の伝送路について、有線及び無線による2ルート化を実現する。
- ウ. 災害対策機関等の通信を確保する。

(3) 回線の応急措置計画

災害が発生した場合において迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめつぎの措置計画を定め、万全を期すものとする。

- ア. 回線の切替措置方法
- イ. 二中継順路の臨時変更(う回路変更を含む)発信規制措置等の臨時疎通措置方法
- ウ. 移動無線機及び移動無線車の発動ならびに運用方法
- エ. 災害対策用電話回線の作成

(4) 孤立化防止対策計画

災害の発生で、県下の遠隔地市町との通信途絶による孤立化するおそれがある場合、孤立化防止対策用衛星電話の整備充実を図る。

(5) 実施状況

電気通信設備の防災計画、回線の非常措置計画及び、孤立化防止対策計画についてはほぼ実施済であり、伝送路の整備計画についても、一部の遠隔地域を除いてほぼ実施済である。

5. ガス施設の整備

(1) 計画方針

災害の発生を未然に防止するために、あるいは、災害が発生した場合にも、その被害を最小限に止めるため、平常から防災施設及び工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について計画的に実施する。

(2) 事業計画

ア. 防災体制

ガス事業者の保安規程に基づき、「災害対策要綱」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理要項」等により、ガス事業者及び関係工事会社等において、保安体制ならびに非常体制の具体的措置を定める。

イ. ガス施設対策

① 風水害対策

a. ガス供給設備

- ・風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれのある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

② 震災対策

a. ガス供給設備

- ・ガス事業法に基づく保安規程に従ってガス施設の定期点検を行い、耐震上重要な部分の状況を把握し所与の機能を維持する。また、導管は、耐震性の高い溶接鋼管、メカニカル継手のダクタイル管・鋼管、ポリエチレン管を採用し、耐震性の強化を図る。
- ・二次災害の発生を防止するため、感震遮断装置の設置による導管網のブロック化を推進する。
- ・地震発生時の二次災害発生の防止や屋内ガス管の被害によるガス漏れ等を防止するため、一定以上の地震動になった場合に、ガスメーターでガスを遮断するマイコンメーターの導入を進める。

ウ. その他の防災設備

① 検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

a. 地震計

b. ガス漏れ警報設備

c. 圧力計・流量計

② 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信機器等の連絡通信設備を整備する。

③ 資機材の整備

早急に復旧もしくは応急措置ができるよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

エ. 教育・訓練

① 防災教育

ガスの供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努める

ため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、社員等関係者に対する教育を実施する。

② 防災訓練

地震発生時の災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、被害想定を明らかにした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

オ. 広報活動

パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。また、地震による二次災害を防止するため、元栓の閉止、地震が発生した場合にガス器具に関してとるべき措置、ガス漏れ等の異常に気付いた場合の措置等についても周知を図る。

6. 鉄道施設

(1) 現況と計画方針

JR東海道本線は市域を3.0km、東海道新幹線は0.7kmに渡り通過している。

鉄道施設における災害を防止するため、線路諸設備の実態を把握し、あわせて周囲の諸条件を調査して、災害等異常時においても健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うものとする。

(2) 事業計画

災害を予防するため、おおむね次の各号にあげる事項について計画実施する。

- ア. 橋梁の維持補修及び改良強化
- イ. 河川改良に伴う橋梁の改良
- ウ. 法面、土留の維持補修及び改良強化
- エ. 建築物等の維持補修及び改良強化
- オ. 通信施設の維持補修
- カ. 空頭不足による橋桁衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- キ. 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- ク. 台風、地震ならびに強風時等における線路警戒態勢の確立
- ケ. 火災予防に対する消防用設備の強化点検
- コ. その他防災上必要な設備改良

第6 都市公共施設の災害対応力の強化

【各課、各機関】

各種防災活動の拠点となる市施設の災害対応力の強化を図り、地域における防災活動拠点である、市立小・中学校及び高等学校の、災害初期の救援対策を行うのに必要な機能強化について検討し、ライフライン施設のうち電気・電話施設について、各機関（事業者）が計画実施する予防対策を図る。

都市計画法、建築基準法その他の法律に基づき、地域の特性を生かした整備手法を適切に適用し、建築物の耐震・不燃化の推進に努める。

1. 市の施設

市の施設については、排水溝の定期清掃の実施、重要施設・設備の浸水対策の実施及び資機材の備蓄・点検等の耐災害性能の維持・強化を図るとともに、利用者の安全確保、防災施設の整備、活動体制の整備の3つの視点から災害対応力の強化に努めるものとする。

(1) 市の施設の防災体制整備

市災害対策本部組織としての役割を中心にして、個々の施設の性格・実情に応じて、次のことを基本的事項とする防災計画を作成し、実践的な防災体制の確立を図る。

ア. 施設利用者の安全第一

災害発生時の「施設利用者の安全」を第一に考えていく。

イ. 体制の整備

非常時における各職員、施設利用者の役割や行動について、各施設の内容に応じた実践的な想定を踏まえ、職員・利用者に対する防災手引書作成及び実践的な訓練の定期的実施を推進する。

ウ. 防災点検の実施

危険物等の引火性物資の安全管理、施設及び壁・塀等の耐火性能の調査・補強、防災設備の作動点検等を行い、普段からできる限りの危険排除に努める。

エ. 施設周辺地域との交流

日頃の交流を通じて、非常時の地域ぐるみ防災体制の素地づくりに努める。

(2) 学校教育施設の整備

ア. 基本方針

学校教育施設の整備については、児童・生徒の安全確保、避難場所、地域における防災活動拠点、避難所の4つの視点から災害対応力の充実・強化するよう推進する。

災害発生時には、防災機関の被災、損壊、交通渋滞等による道路機能のマヒ、通信施設の被災等さまざまな事態がおこり、市をはじめとする中枢防災機関による応急復旧対策の実行が一時的に不可能になることが予想される。

地域における防災活動拠点は、災害発生直後の混乱期にも、各地域（コミュニティ）において、自主防災組織や自治会等の住民組織が中心となって、必要最小限の初期的応急対策を自主的に行えるように整備を推進する。

また、情報の収集・伝達、飲料水・食料・その他物資の供給や応急医療救護等の初期救援対策を行うために必要な機能の整備を推進する。

※（資料 4-1）市内公共施設連絡簿

(3) 公共施設の耐震・不燃化

公共施設は、災害時における避難、救護、応急復旧対策上、最も重要な施設となるため、公共施設が被害を受けた場合、災害応急復旧対策の遅れ、人命の危険だけでなく社会経済活動及び市民生活に与える影響は非常に大きい。

以上のことから、公共施設は、耐震調査の結果に基づき、庁舎や社会的影響の大きい公共施設より耐震や建替え等を実施する。

※（資料 5-2）防災上重要建築物指定一覧

2. 建築物の防災対策等

(1) 建築物の防災知識の普及及び啓発

一般住民に対して建築物の災害予防の知識の普及徹底を図るため、関係機関との連携の上、次の対策を講ずる。

ア. ポスター掲示（駅、公民館、公共施設、その他人目につきやすい場所）

イ. 講演会等の開催

(2) 木造住宅の耐震診断及び耐震化の促進

昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅については、無料の簡易耐震診断を行っている。また、耐震診断の結果（倒壊又は大破壊の危険がある）と診断された場合、耐震改修工事に対して補助を行っており、その普及を促進する。

(3) 建築基準法の普及

関係団体に対する法施行上の協力を要請して遵法精神の高揚に努める。

3. 市街地の不燃化促進等

(1) 市街地の不燃化促進

延焼危険度が高い地区等、緊急性の高い地区については、市街地再開発事業、密集住宅市街地整備促進事業、沿道環境整備事業の制度の活用により不燃化率の向上に努める。

(2) 民間建築物の耐震化

民間建築物の耐震性向上に対しては、マニュアル等の広報・啓発に努め、耐震診断・補強等を指導していく。

第7 農業用施設災害予防

【都市経済部】

農業用排水路の決壊による災害を未然に防止するため、老朽用排水路、防災上特に重要な用排水路を中心に、耐震点検、整備を行う。

1. 農業用施設現況

本市の農業用排水路は、アーム等による施設が多く、経過年数が長いため、漏水等による弱体化の傾向にある。全体として、地震に対する安全度を計算して施工したものは少なく、法面等も長い年月に波浪浸食を受けており、耐震性も減じていると想定できる施設が多い。

2. 整備目標

農業用排水路施設のうち、老朽化の甚だしいもの、耐震構造に不安のあるもの等で、決壊流出の際下流に及ぼす被害の大きいものから、順次対策を講じる。まず、現地調査測量等、各施設の危険度を判定し、その資料をもとに速やかに施設の補強ならびに漏水防止等の改善を行うとともに、適切な維持管理を行う。

3. 実施計画

農業用排水路等については、計画目標に基づいて事業実施の整備計画を樹立する必要がある。このため下記資料を収集する。

① 農業用配水施設概要調査票

- ② 気象資料
- ③ 設計計算書ならびに設計図その他必要な資料

これに対する事業として、国庫補助基準等に適合するものについては防災関係事業として国等に申請し、それ以外は市単独事業として取り組むほか、非補助事業においても改善を指導することとし、事業化の見通しが困難な施設については、土地改良区、その他の管理団体を平常時に指導する。

第8 文化財等の災害対策

【教育委員会】

守山市には縄文時代からの遺跡が多く、指定文化財の地、埋蔵文化財も多数存在する。これらの歴史的遺産を災害から守るため、現況を把握し、施設整備等の予防対策を強化する他、文化財保護のソフト対策を強化する。また、災害時における文化財の被害を最小限にするため、関係機関と協力して応急対策計画を策定する。

また、民間の歴史資料や民具・建造物等の指定文化財以外の地域の文化遺産についても、災害時のレスキュー活動や復興過程における破壊・散逸に対し、研究者や郷土史家、民間組織（ボランティア等）、関係機関と協力して保全対策の検討が必要である。

1. 指定文化財の維持管理

文化財の所有者及び管理者は、良好な状況のもとに文化財の維持管理を行う。また、それらに対する勧告、助言、指導機関は以下の通りである。

- (1) 国指定文化財：文化庁長官またはその権限を委任もしくは指示を受けた県教育委員会
- (2) 県指定文化財：県教育委員会またはその指示を受けた市教育委員会
- (3) 市指定文化財：市教育委員会

※（資料 5-3）指定文化財一覧

2. 指定文化財の防災対策

- (1) 国、県、市、消防機関及び文化財所有・管理者は具体的な事業計画のもと、火災、雷火、その他の対策のための防災施設整備を促進する。
- (2) 現地巡回視察等により防災上必要な勧告、助言、指導を行う。
- (3) 文化財保護強調月間、文化財防火デー等の啓発事業を通じて防火、防災の趣旨を周知する。また、消防機関は、文化財について防火査察及び防火訓練、あるいは図上訓練を随時行う。

3. 地域の文化遺産（地域文化遺産）の保全対策

- (1) 地域の文化遺産に対する保護や活用への意識の普及
- (2) 地域の文化遺産に対する基盤整備
 - ア. 文化遺産の分布状況や現況の把握、リストづくり
 - イ. 所有者及び管理者間のネットワークづくり
 - ウ. 地域の文化遺産に対する基金や助成制度の検討
- (3) 災害時の救済・保護対策の検討
 - ア. 相談窓口の設置、民間組織を主体とした緊急レスキュー組織

- イ. 緊急保管場所
- ウ. 修復、保全対策

第3節 被害の軽減・防止方策

風害防止対策として、電気・電話施設、立木・街路樹及び農作物に対する対策を図るとともに、雪害の防止対策及び文化財の保護のための対策についても実施する。

地震災害の防止、消防水利の整備、事業所に対する指導において、地震に関して最大の被害拡大要因となる延焼火災の発生を防止し、拡大を防ぎ、出火の防止、初期消火体制の強化、消防力の強化等についての計画と、一次的、二次的被害として、液状化及びブロック塀等の倒壊対策、落下物・倒壊等の対策（その他の被害）に対して、取りまとめる。

第1 風害その他の災害の防止

【関西電力㈱、西日本電信電話㈱、都市経済部】

1. 風害防止対策

(1) 電気施設対策

強風時の倒壊、電話切断等の被害を防止するため、電気工作物規定に基づき、原則として40m/sにたえうるように設計する。

(2) 電話施策対策

次のとおり、通信線路設備、局内設備対策を実施するとともに、通信施設途絶時の対策として、可搬型無線機を配備している。

ア. 通信線路設備

過去の発生地域の調査検討により、工法上の補強を施して重複障害の発生を防ぐとともに設備の2ルート化対策を実施する。

イ. 局内設備

風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進する。このため、大局における予備エンジンの調整、小局の可搬型電源の配備の重点的实施と移動電源車の配備を実施する。

(3) 立木・街路樹対策

立木・街路樹自体が受ける被害（倒れ、幹折れ、傾斜）のほか、その樹木等が電線を切ったり、塀をこわす場合も多く、枝おろし、支柱等の手入れや措置を講ずる。

(4) 農作物対策

農作物に被害を与える強風には、台風、冬季の季節風、その他局地的な強風等がある。強風は、作物に被害を与えるだけでなく、土壌を乾燥させ、風による土壌浸食を生ずる。そのため、肥えた耕土が吹き飛ばされてやせ地になったり、飛土が作物を埋没させたりして、被害を与える。

風害に対する予防対策としては、防風林の設置をはじめ、防風垣・防風網の設置、その他応急的な災害対策がある。

2. 雪害防止対策

守山市は降雪量が少ない地域であるが、凍結害が著しい。対策としては、融雪のため凍結

防止剤の散布を行う。

第2 地震火災の防止

【北消防署、総務部、都市経済部、防災担当課】

消防法をはじめ関係法令に基づいて、建築物、危険物、火気取扱い施設等に対する規制指導を行ない、火災発生から延焼まで、火災の進行の各段階において、防災関係機関と市民、事業所がそれぞれの役割において可能な限り、発生件数の減少を図る方策を講じ、地震火災の防止をめざす。

1. 出火の防止

(1) 建築物の火災

ア. 一般建築物の火災

一般建築物のうち、消防法第7条に規定した建築物の同意事務における書類等の審査に際して防災上の指導を行う。

イ. 火災警報器の設置促進

消防法の改正により住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、条例で設置、維持の基準が定められた。各住宅に対し、積極的に火災報知器の普及を促進する。

ウ. 予防査察等

予防査察の実施にあたっては、地震火災時の被害を想定しての指導も合わせて行い、不備欠陥については、是正措置を講ずる。

なお、査察にあたっては、大地震に対する平素の心構えについて指導する。

その他の一般住宅等についても、機会あるごと、出火防止のための指導を徹底する。

(2) 危険物施設の安全性

関係機関と協力して、危険物施設における構造・設備の耐震化及び安全性の向上を図るとともに、貯蔵、取扱いの保安管理を指導し、危険物施設の安全化を推進する。

(3) 薬品等による出火防止

引火性の薬品類を取扱う事業所、学校、病院、研究所等の実態調査を行い、以下の通り、保管の適正化を指導する。

ア. 主な指導事項

- ① 化学薬品容器の転倒落下防止措置
- ② 化学薬品収納棚の転倒防止措置
- ③ 混合混触発火性物品の区分貯蔵徹底
- ④ 化学薬品等収納場所の整理整頓
- ⑤ 初期消火資機材の整備

(4) 出火防止知識の普及

ア. 予防思想の普及徹底

① 毎月第1日曜日を「市民防火の日」と定め、市民ひとりひとりが各家庭の自主点検をはじめとする防火の実践活動を行い、また、春秋の火災予防運動、夏季災害予防運動、文化財防火デー及び年末年始火災予防運動等を通じ、集中的、効果的な広報活動によって火災予防思想の徹底を図る。

② 消防団を核とする各地域の防火行事は、市民防火の日に集中して実施する。

イ. 予防査察体制の充実強化

- ① 年間計画に基づき、市内防火対象物の予防査察を実施する。
- ② 火災警報発令中は、火を使用する施設、設備、物品に対して重点的に予防査察を実施する。
- ③ その他必要に応じ特別査察を実施する。

ウ. 特定防火対象物に対する火災予防の徹底

- ① 防火対象物に係わる防火基準適合の表示に関する要綱に基づき一定規模以上の対象物に対して査察を実施する。
- ② 悪質で継続性のある消防法違反対象物については、要綱に基づき報道機関及び市広報によってその旨を公表する。
- ③ 事業所に対して、自主安全管理意識の高揚を促進し、防火対象物の自主点検及び法定訓練の実施、消防計画の作成等指導を強力に推進する。
- ④ 年少者、高齢者、身体障害者等の火災弱者に対する消防施策を推進する。

エ. 火災予防条例等の普及徹底

広く市民に対し、火災予防条例等の火災予防に関する規制の普及を図る。

オ. 火入れ対策

守山市火入れに関する条例の内容周知と条件遵守を推進し、その他火災の防止に努める。

2. 初期消火体制の確立

(1) 消防用設備等の適正化

消防法により市内の防火対象物に設置される消防用設備等については、過去の災害事例や調査研究データを参考にしながら、災害発生時有効にその機能が発揮されるよう、対応方法について指導の徹底を図る。

(2) 消火器具の普及

各家庭における初期消火体制を備えるため、消火器、三角バケツ、水バケツ等の備えを呼びかける。

また、小規模事業所等における初期消火体制を確立するため、それぞれの形態に応じた消火器具の設置を指導する。

3. 火災の拡大防止

(1) 市庁舎の防火管理体制

市では、庁舎出火の防止或いは火災の拡大防止のために防災体制を組織している。

※（資料 3-3）庁内防火管理体制

(2) 常備消防の強化

ア. 消防力の現況

湖南広域消防局第 10 次消防計画

※（資料 3-7）消防の組織系統と主な分掌事務

※（資料 3-8）消防署及び分署、出張所と職員の数

※（資料 5-4）消防車両の配備計画

イ. 基本方針

拡大する市街地や人口の増加、火気使用設備、器具の普及等による消防需要増大に対応するとともに、年々高層化する都市施設の構造の変化に伴う災害の多様化、大規模化に対応できる消防活動体制の強化ならびに地域の特殊性に応じた震災対策の充実強化を図る。

また、消防職員の資質向上のため、教育訓練の充実を図る。

さらに、危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、化学消防車等の整備を図り、科学消防力の強化を促進する。

(3) 消防通信体制の強化

一斉指令電話及び消防無線等の整備強化を図る。

(4) 消防団の整備強化

災害時における消防団のさらなる強化を図るため、消防団詰所、消防車両、消防用資機材、携帯用無線機等の整備・点検・増強を進める。

※(資料 5-5) 消防団の現況

※(資料 5-6) 防災資機材・食糧等の備蓄状況

(5) 消防水利の整備

耐震性貯水槽の導入及び消火栓を整備し消防水利の充実を図る。

※(資料 5-7) 消防水利の整備状況

(6) 消防活動困難区域の解消

消防水利の整備、小型動力ポンプの配備、消防団体制の整備等の施策を推進するとともに、関係各部に協力を求め消防活動困難区域の解消に努める。

第3 消防水利の整備

【防災担当課、都市経済部】

地震時には、地盤の変動による水道管の破損等により、消火栓の使用が制限されることが予想されるため、防火水槽、耐震性貯水槽、河川水等のほか、プール等の活用により、消防水利の多様化を図る。

1. 防火水槽の整備

防火水槽は、災害時には重要な消防水利としての機能が期待されることから、消火活動に有効に機能しなければならない。

このため、防火水槽の整備においては、耐震性貯水槽を重点的に整備する等、効果的な配置に努める。

2. 防火水槽以外の消防水利の整備

消火栓、防火水槽を補完する消防水利として河川、池等の自然水利、農業用水利施設、プール等の水利を消火活動に有効に活用できるよう施設等の管理者の協力のもと、消防用水利の確保に努める。

第4 資機材の整備・点検

同時多発火災や大規模火災に対応するため、消火活動用資機材や水防活動用資機材、救助・

救急救護活動用資機材の増強整備を図るとともに、防災訓練時にこれら機材の点検を実施し、整備の充実を図る。

資機材整備計画

初期消火用資機材	可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、大型消火器、消火栓器具、組立式水槽、その他初期消火活動に必要な資機材
救助用資機材	携帯用無線通信機、ハンドマイク、発電機、投光機、チェーンソー、エンジンカッター、可搬式クインチ、チェーンブロック、ジャッキ、担架、梯子、救助ロープ、油圧式救助器具、その他救助活動に必要な資機材
救護用資機材	ろ水器、救急医療セット、防水シート、揚水機、毛布、簡易ベッド、簡易トイレ、炊飯器、リヤカー、防災井戸、その他救護活動に必要な資機材
訓練用資機材	ビデオ装置、映写装置、人命救助訓練用人形、訓練用消火器具、その他訓練に必要な資機材

※（資料 5-6）防災資機材・食糧等の備蓄状況

第5 危険物施設

【北消防署】

関係機関と協力して、危険物施設における構造・設備の耐震化及び安全性の向上を図るとともに、貯蔵、取扱いの保安管理を指導し、危険物施設の安全化を推進する。

1. 保安教育の実施

危険物事業所の保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者及び危険物施設保安員の質的向上を図るため、消防関係機関等と協力して講習会、研修会等の保安教育を実施する。

2. 規制の強化

危険物施設については、査察規定に基づき定期的に予防査察を実施し、必要に応じ特別査察を実施する。なお、査察にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する指導の強化
- (2) 危険物の運搬及び積載の方法についての指導の強化
- (3) 危険物施設の管理者、危険物取扱者等に対する指導の強化
- (4) 予防規程の作成及び貯蔵取扱い等、安全管理についての指導の強化

3. 自衛消防組織の強化促進

危険物事業所の保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者及び危険物施設保安員の質的向上を図るため、消防関係機関等と協力して講習会、研修会等の保安教育を実施する。

- (1) 自衛消防隊の組織強化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。
- (2) 隣接する危険物事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。
- (3) 危険物事業所における化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄を促進する。

第6 事業所に対する指導

【北消防署】

事業所においては大規模地震発生により、建物の損壊のほか、火災の発生、危険物の流出等二次災害の危険性がある。このため、発災の危険を排除し被害の軽減を図るべく事業所における出火防止、危険物等の保安確保、避難対策等を徹底し、防災体制の強化に努める。

1. 防火管理体制の推進

消防署は、消防法に定める多数の人が利用する事業所について防火管理者を選任し、地震に対する事前対策及び応急対策を含めた消防計画の作成を指導する。

これに基づく消火、避難等の訓練の実施、消防用設備等の点検、整備、火気使用設備器具の点検、従事者に対する防災教育の実施等を行うよう指導し、出火の防止等事業所における防火管理体制の推進を図るものとする。

また、多種の用途が存在しており、管理権限が分かれている雑居ビル等については、共同防火管理体制の確立を推進し、防災体制の強化を図るものとする。

2. 予防査察の強化

消防法による予防査察を通じ、出火危険及び延焼拡大要因を排除するため、火気使用設備・器具の安全管理、消火設備及び避難施設の適正管理等指導を強化するものとする。

3. 危険物等の保安確保

危険物、高圧ガス、火薬、毒物劇物、放射性物質等を保有する事業所における発生を防止するため、関係機関の協力により自主保安体制の確立、従事者の保安教育等、危険物等に対する保安確保に努めるよう指導する。

※（資料 5-8）危険物施設等の現況

第7 地盤の液状化

【各機関】

東日本大震災や阪神淡路大震災では、埋立地や軟弱地盤、河川区域に液状化や崖崩れ等の地盤災害が多数発生した。内陸部においては、自然堤防や扇状地の末端や斜面等の地形の境界区域において被害が多く発生した。最新の防災マップを活用して、液状化しやすい地域を周知し、軟弱地盤・液状化対策として地盤改良等の啓発を行う。

1. 土木施設構造物

土木施設構造物（道路施設、河川施設及び橋梁等）の液状化対策工法は、大別して地盤改良による工法と構造物で対処する工法とがある。これらの工法の実施にあたっては、各工法の特徴を考慮して1つの工法だけにとらわれず、2種以上の工法を併用することが望ましい。

2. 建築物

建築物の液状化対策工法とは、敷地地盤に液状化の発生があっても被害を起こさず、またはこれを最小限に抑えるために建築物に施すもので、対策工法としては液状化現象の発生そのものを防止する工法と、液状化現象の発生を前提とした構造上の対策の2つに大別できる。これらの工法の実施にあたっては、各工法の特徴や限界を勘案して効果的に組み合わせることによって、全体として実効を上げることが望まれる。

公共あるいは公益的な建築物については、積極的に液状化対策を推進するとともに、民間の建築物については、建築確認申請等によって指導及び対策の促進を行う。

3. 地下埋設物

地下埋設物（上下水道、ガス、電気、電話の管路）の液状化対策工法としては、地下埋設管路の対策工法と、地盤の改良工法の2つに大別できる。

地下埋設物は、都市のライフライン施設であり相互に深く依存するネットワーク施設であることから、単に液状化対策だけに限定せず、施設の耐震化やバイパスルートの整備等事前対策から応急復旧に至るまでの各対策について総合的な対策を講ずることが望まれる。

第8 その他の被害防止

【都市経済部、防災担当課】

1. ブロック塀等の安全対策の推進

建築確認に伴う事前指導を強化するとともに、ブロック塀等の実態把握、施工技術の啓発、住民への啓発、既存塀の補強・改善指導を行う。また、市民を災害から守ることを目的として、安全点検パトロール、パンフレットの配布、ポスター及び広報による住民へのPRを行う。

2. 落下物、家具等の落下・転倒による災害防止

地震に伴う屋内、屋外の落下物や自動販売機、広告物の倒壊による人的被害を防ぐため、また、ガラスの拡散防止策、電気温水器や家具類の転倒防止等、家庭における対策等を、防災訓練や講演会等を通して、事前対策を促す。

第4節 救援・救護体制の整備

被災地の市民の生命と生活を維持し、市民の不安を解消し社会秩序の回復を図ることを目的とする。

第1 救急・救助

【北消防署、健康福祉部】

市は、守山野洲医師会、日赤県支部等関係機関と協力して、広域的または局地的に多発することが予想される救急・救助要請に的確に対処するため、必要な救急・救助体制の整備・充実を図る。

また、市民の自主救護能力の向上に努めるとともに、災害時の重症(傷)病者優先の方針への理解協力を得るよう広報活動に努める。

1. 救急・救助体制の整備

- (1) 救急車の自動車電話やFAX等を利用した医療機関との連携等の充実・強化
- (2) 災害時に対応する救急・救助資機材の備蓄等の整備推進
- (3) 消防職員の救急・救助知識及び技術向上の推進

2. 市民の自主救護能力の向上等の推進

防災訓練や講習会等を通して市民の自主救護能力の向上及び災害時救急医療活動の的確な実施のための事前準備として、応急救護知識、技術の普及、災害時救急医療活動方針に関するPRを推進する。

第2 応急医療

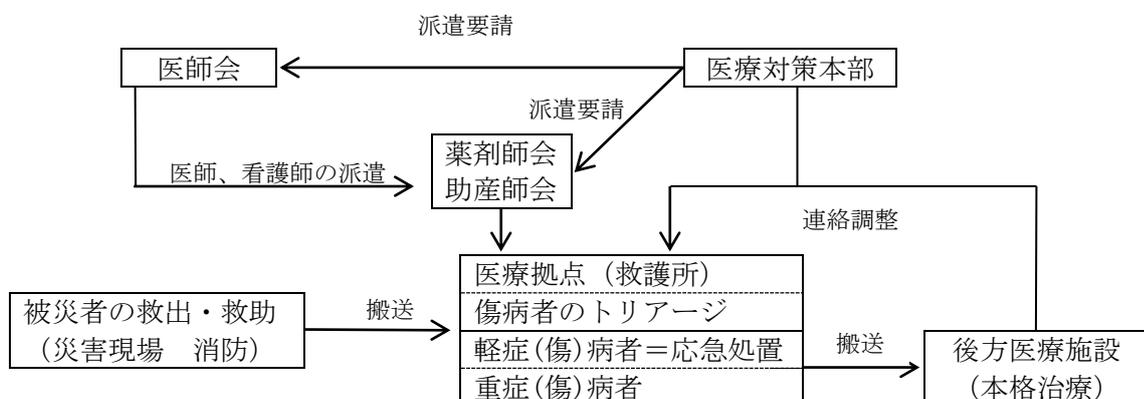
【守山市民病院、健康福祉部、北消防署】

災害時には、災害対策本部のもとに医療対策本部を設置する。

医療対策本部は、守山野洲医師会、守山市民病院、薬剤師会、助産師会、守山市福祉保健センター、消防署をもって構成する。

医療対策本部を構成する機関は、災害時には、人命救助を最優先とし、医療対策本部、医療拠点(救護所)、後方医療機関が連携して被災者に対応するため、日頃から医療救護班の体制づくりを図り、通信連絡網の整備、防災訓練の実施等を推進し、医療救護体制の確立に努める。

※(資料3-9)災害発生時医療助産計画体系図(概要)



トリアージ：患者の重症(傷)度と緊急度に応じて治療の優先順位を決めること

1. 初動医療体制の整備

(1) 医療救護所の設置

- ┌ 救護所を開設する予定の医療拠点 : 福祉保健センター
- └ 仮救護所: 避難所 (福祉避難室を含む)、被災現場

(2) 救急・救助班

救急・救助班は、消防署が組織する救急隊・救助隊をもって充てる。

(3) 医療救護班

医療救護班の編成の検討 (医師会等との連携)

2. 後方医療体制の整備

(1) 災害拠点病院の整備

滋賀県の災害拠点病院として、以下の施設が指定され、施設・設備の整備が推進されている。

基幹災害医療センター : 大津赤十字病院

地域災害医療センター (湖南保健医療圏): 済生会滋賀県病院

(2) 市内の医療機関の防災体制の充実

市内の中心的な医療機関である守山市民病院については、重症(傷)者等の受入れを行う後方医療施設として、災害時防災マニュアルに則し、防災体制の整備に努める。

(3) 収容医療機関のネットワーク化

市内収容医療機関及び他地域の収容医療機関等とのネットワークを検討する。

(4) 後方医療機関への搬送体制の整備

後方医療機関への傷病者等の搬送に関する手段及び情報連絡体制を検討する。
(滋賀県広域災害・救急医療情報システム)

3. 医療器具及び医薬品の確保

(1) 災害対策医療品 (救急箱) の配備

避難所 (福祉避難室を含む) 等の仮救護所設置予定施設に災害対策用医薬品セット (救急箱) 等の配備を検討する。

(2) 自動体外式除細動器 (AED) の整備

市内公共施設に、自動体外式除細動器 (AED) を、順次整備する。

(3) 守山野洲医師会等との連携強化

備蓄倉庫及び避難所 (福祉避難室を含む) もしくは仮救護所設置予定施設への災害対策用医薬品セット (救急箱) の配備にあたっては、内容品等について、医師会等の協力を得て、医療分野の進歩等に適応していくよう努める。

また、歯科医師会、薬剤師会、助産師会等との協力協定締結を推進し、それぞれの専門的技術の提供を依頼する。

第3 食料等の備蓄及び調達

【防災担当課】

被災者の生活の維持のため、必要な食料、飲料水、毛布等の生活必需品の備蓄に努めるとともに、災害時の生活物資の調達・確保について、民間との協定締結等を推進する。また、

防災マップや広報で各家庭においては、3日分の食料備蓄を行うようその啓発に努める。

1. 食料・生活必需品等

緊急用食料、生活必需品及びその他の応急対策用資機材の備蓄を進める。

特に、食料、生活必需品のうち緊急に調達することが困難と予想される下記のものについては、緊急度に応じて、被災想定人口の1日分相当を各備蓄場所に配置されるよう順次備蓄を行う。

なお、備蓄物資の中で消費期限や耐用年数のあるものについては、随時入れ替えを行い、あるいは適宜点検整備を実施する等、品質管理及び機能の維持に努めるよう、計画的な備蓄を推進するとともに、コミュニティ防災センター、北部防災拠点備蓄倉庫、南部防災拠点備蓄倉庫に分散して備蓄する。毛布については各自治会に配布したのもも合わせて活用するものとする。

- (1) 特定原材料 25 品目を含まない非常食
- (2) 飲料水
- (3) 毛布
- (4) アレルギー対応の粉ミルク及び哺乳ビン
- (5) 幼児用紙おむつ及び大人用紙おむつ
- (6) 生理用品 等

※（資料 5-6）防災資機材・食糧等の備蓄状況

2. 緊急調達体制の整備

次の通り、市内各事業所等との協定締結を推進し、物資の確保に努める。

また、災害時に積極的な協力が得られるよう、平常時からのコミュニケーションの強化に努める。

- (1) 主食になる米穀について、市内の米小売業者との間で県の「災害時等における応急食料の緊急引渡し取扱要領」による締結を推進する。
- (2) 生鮮食品その他の食品の供給に関して、農協等と協力協定の締結を推進する。
- (3) 災害時における燃料供給に関し、市内燃料供給業者との間で協定の締結を推進する。
- (4) 粉ミルク・紙オムツ等について、市内薬局との協力協定を推進する。
- (5) ストーマ装具について、装具供給業者との協力協定を推進する。
- (6) その他災害対策用物資一般の調達に関して、市内小売店等の関係業者と協力協定の締結を推進する。

※（資料 4-2）食糧調達体制（守山商工会議所登録事業所）

第4 飲料水等の供給

【防災担当課、上下水道事業所】

被災者の飲料水、生活用水、医療用水等の確保と給水の方法等についてきめ細かな応急給水体制の整備を図る。

1. 飲料水等の確保

年次的に 60～100m³級の耐震性貯水槽を設置し、併せて飲料水ろ過装置を配備し、飲料水

の確保を図る。また、旭化成(株)守山支社から「災害時における飲料水の供給に関する協定」に基づき確保を図る。

2. 給水の方法

給水車を確保し、給水所の適切な設置を行い、高齢者、障害者等の要配慮者への配慮をしながら、医療機関、福祉施設等への応急給水体制を図る。

3. 緊急時協力体制の整備

守山市管工事業協同組合、その他地方公共団体等と災害時の協力要請の連絡窓口・方法、動員可能な人員・資機材等について取り決めを行い、迅速かつ的確な応急給水活動を行う。

また、市民及び自主防災組織等に対して、貯水及び給水に関する指導を徹底し、応急給水活動の中心的な担い手となるよう推進する。

4. 資機材の備蓄

きめ細かな応急給水を実施するため、給水タンク、飲料用ポリ袋等を備蓄する。

※（資料 5-6）防災資機材・食糧等の備蓄状況

第5 し尿処理

【防災担当課、環境生活部】

災害用仮設トイレについては、必要最小限の数の備蓄を行う。また、車椅子対応型の仮設トイレは小学校と中学校の避難所（福祉避難室を含む）に配置できるよう備蓄に努めるとともに、計画的にオストメイト専用の仮設トイレの備蓄を行う。なお、予測される不足分についてあらかじめ業者との協定締結等を推進し、調達・確保を図る。

また、避難場所等のし尿の収集運搬、処理体制の確立に努める。

更に、避難所（福祉避難室を含む）としている小学校と中学校、また、避難場所として公園等にマンホールトイレの整備を推進する。

※（資料 5-6）防災資機材・食糧等の備蓄状況

1. 災害用仮設トイレの緊急調達体制の整備

災害時における仮設トイレの調達について、リース業者と災害時の協力要請の連絡、窓口・方法、調達可能な基数等の取り決めを行い、調達協力に関する協定等の締結を推進する。

2. 収集運搬体制の検討

避難場所等のし尿の収集については、優先的かつ早急に行う必要があるため、委託業者と災害時の収集運搬体制を検討する。

また、災害が長期化した場合には、災害用仮設トイレの貯留量にも限界があるので、し尿の収集運搬について、他都市との応援依頼体制を検討する。

3. 処理方法の検討

収集運搬されたし尿の処理については、湖南広域行政組合環境衛生センターでの処理を原則とするが、処理が困難な場合には、県と協議して、公共下水処理場等や近隣の公共し尿処

理場における適切な処理方法を検討する。

※（資料 2-14） 災害時における飲料水の供給に関する協定書（旭化成株式会社守山支社）

第5節 緊急輸送体制の整備

災害時の人命救助、災害応急対策を実施するための要員、物資、資機材等を搬送するための設備計画と、適切な緊急輸送体制の確保を図るとともに、輸送体系が混乱することを想定し、陸・空・湖上の輸送ルートを選定し、市内の各防災拠点、輸送基地間のネットワークを構築するべく、ハード及びソフト整備を図る。

第1 陸上輸送の体制

【防災担当課、都市経済部】

市は、県が指定した輸送路と本市の防災拠点（輸送基地、消防機関、病院、避難所、応急給水施設等）とを連絡する主要な道路を選定し、緊急輸送体制の確立を図る。また、緊急輸送道路に指定された道路について、耐震性の確保に努める。

1. 緊急輸送道路

(1) 選定基準

ア. 第1次緊急輸送道路（県指定）

県庁所在地と地方中心拠点及び県外とを連絡する広域的な主要幹線道路（高速自動車道及び一般国道を基本とする。）

イ. 第2次緊急輸送道路（県指定）

第一次緊急輸送道路と市庁舎及び主要な防災拠点を相互に連絡する道路

ウ. 第3次緊急輸送道路（市指定）

第1次、第2次緊急輸送道路と以下に掲げる本市の防災拠点を相互連絡する道路

— 緊急輸送道路によるネットワーク化対象施設 —

- ・ 市庁舎、及び地区会館、消防署、警察署、収容医療機関等の主要公共施設
- ・ 広域避難場所、一時避難場所、避難所、防災備蓄倉庫
- ・ 輸送拠点、臨時ヘリポート、木浜漁港

(2) 緊急輸送道路の指定

※（資料 5-9） 緊急輸送道路路線一覧

※（資料 5-10） 緊急輸送道路路線位置図

2. 集積場所・輸送拠点の整備

災害時における物資の受入れ、一時保管及び市内各地域への配布を効率的に行うため、集積場所及び輸送拠点を指定する。指定された施設については、施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」または「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。

また、その必要があると認める施設については、緊急度に応じて、災害時の物資の受入れ、保管及び中継物流機能を果たすための施設・設備を選定し指定する。

3. 民間との協定締結の推進

災害時の人員・応急資機材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、市内のバス輸送機関、トラック輸送機関及びその他の関係事業所と緊急時の車両等供給協定の締結を推進する。

第2 航空輸送の体制

【防災担当課、都市経済部】

市は、災害の程度に応じて、県に対し航空輸送の支援要請を行う。また、航空輸送の基地及びヘリポートの指定等、航空輸送体制の整備を図る。

1. 臨時ヘリポート適地の選択

(1) 選定基準

- ア. 航空法によってヘリコプターの発着が認められた用地について選定する。
- イ. 災害時における重症(傷)患者の後方医療施設への搬送や医療救護班の派遣を迅速に行うため、医療施設等の近隣におけるヘリポートの整備を図る。
- ウ. 市内の防災拠点及び緊急輸送道路間のネットワークと併せて位置選定する。

臨時ヘリポートの選定基準			
①	30m×30m以上の面積があり、周囲に障害物のないこと。		
②	施設の周囲のうち、少なくとも1～2方向に電柱、高圧線、煙突その他の高層建築物がないこと。		
③	ヘリコプターの離着陸に際しては、約20m/sの横風があるのでその風圧を考慮すること。		
※面積は、機種の大小、夜間・昼間の別により異なるが、例えば目安として、以下が最小限度必要となる。			
小型	OH-6D (搭載能力 4 人 物資 600 kg)	昼間 30m×30m	夜間 45m× 45m
中型	HU-1H (搭載能力 11 人 物資 1,800 kg)	昼間 50m×50m	夜間 75m× 75m
大型	V-107 (搭載能力 28 人 物資 2,590 kg)	昼間 75m×75m	夜間 75m×100m

(2) ヘリポート適地

※(資料 5-11) ヘリポート適地

2. 航空輸送体制の整備

- (1) ヘリポート適地の現況把握
- (2) ヘリポート適地の液状化対策
- (3) 円滑な輸送体制を図るために必要な施設整備及びソフト体制の整備
- (4) 避難場所と競合する場合の誘導体制の整備

第3 湖上輸送の体制

【都市経済部】

沿道建物倒壊や、道路そのものの損壊あるいは交通渋滞等によって、陸上輸送路の機能が低下し物資や要員の輸送に著しく支障が生じる場合には、琵琶湖岸に位置する本市の特長を生かし、湖上輸送手段を確保する。

1. 湖上輸送基地の指定

市内漁港のうち、木浜漁港を湖上輸送基地に指定し、物資の収集配送拠点とする。

2. 湖上輸送基地の整備

漁港施設は埋立地等の軟弱な地盤条件に位置し液状化等の被害が発生するおそれがあるため、防災拠点として耐震性を強化した施設整備を促進する。

第6節 避難環境整備

避難所の果たすべき役割・機能を定めるとともに、市・関係機関及び地域における市民・事業所等それぞれの役割分担を定める。

第1 避難施設の指定及び整備

【防災担当課、各施設管理者】

1. 避難場所・避難施設の定義

災害発生後、出火・延焼、家屋の倒壊等により、避難を余儀なくされた場合の避難施設の定義は次の通りである。

(1) 一時避難場所

各地域において、日常的に身近な施設であり距離的にも比較的至近であること。学区または自治会が自主的に指定するもの。

(2) 避難場所、広域避難場所

広域延焼火災という最悪の事態において、市民の安全・生命を一時的に守り得る性能を持っていること。

(3) 避難所

被災者の住宅に対する危険が予想される場合や、住宅の損壊により生活の場が失われた場合に、一時的な生活の本拠地となる仮宿泊施設である。

避難所には、「避難所（福祉避難室を含む）」「福祉避難所」に大分される。

(4) 避難所（福祉避難室含む）

避難所の中で福祉避難所を除く避難所を指します。

また福祉避難室とは、専門性の高いサービスは必要としないが、避難生活に困難が生じる高齢者、障害者等に対して特別の配慮をした避難所をいい、学校などの避難所内に必要に応じて開設するものです。

(5) 福祉避難所

緊急の入院加療等を必要としないが、より専門性の高いサービスを必要とする者を収容するため、高齢者施設、障害者施設などの施設を予め指定し、災害時に必要が生じた際に、開設を要請するものです。

2. 一時避難場所

(1) 一時避難場所の役割の検討

ア. 地域住民の相互安全確認を行う場所

イ. 高齢者、乳幼児、病人等の要配慮者の一時的な避難待機場所

ウ. 広域避難場所及び避難所へ適切に二次避難するための集結地点

(2) 選定の目安

ア. 延焼等を考慮して地区内に複数の一時避難場所を選定すること

イ. ある程度のオープンスペースが確保されていること

ウ. 複数の出入口が常時確保されていること

エ. 情報の伝達上の利便性があること

オ. 公共的施設だけでなく、民間施設の提供についても協力を得る

3. 避難場所・広域避難場所

(1) 指定基準

- ア. 広域避難場所は、10ha以上のグラウンド、公園、ゴルフ場等のオープンスペース
(国土交通省基準)
- イ. 必要十分なオープンスペースが確保されていること
- ウ. 火災による輻射熱から避難者の生命を保護するために必要な距離が確保されていること
- エ. 複数の出入口が常時確保されていること
- オ. オープンスペースはなるべく公共施設であること

(2) 避難場所の指定

上記基準を満たす公共施設を指定し、特に公立小学校、中学校、高等学校のグラウンドについて指定を行う。また、民間施設については協定を締結し指定を行う。ただし、水害時の避難場所については、滋賀県氾濫解析等各種シミュレーションの結果、危険な避難場所について検討を行い、別途指定する。

(3) 避難場所の点検

避難場所については、毎年点検を実施し、見直しを行う。また、点検記録の整備を行う。

(4) 指定等の広報

指定の追加・廃止、また、水害時の避難場所等については、すみやかに市の広報紙等で住民への周知徹底を図る。

4. 避難所（福祉避難室を含む）

(1) 指定基準

- ア. 被災者の一時的宿泊滞在が可能な設備、施設を有すること
- イ. 被災者の住所地の最寄り場所に設置できるよう市内全域に確保すること
- ウ. 情報の伝達上の利便性があること
- エ. 耐災害性に比較的優れていること
- オ. 公共施設を基本とするが民間施設の活用も図る

(2) 避難所（福祉避難室を含む）の指定

上記基準を満たす公共施設を指定し、特に公立小学校、中学校、高等学校の体育館について指定を行う。更に、公立小学校、中学校、高等学校の教室については一時的な使用に向けて検討を行う。また、民間施設については協定を締結し指定を行う。ただし、水害時の避難所（福祉避難室を含む）については、滋賀県氾濫解析等各種シミュレーションの結果、危険な避難所（福祉避難室を含む）について検討を行い、別途指定する。

(3) 避難所（福祉避難室を含む）の点検

避難所（福祉避難室を含む）については、毎年点検を実施し、見直しを行う。また、点検記録の整備を行う。

(4) 指定等の広報

指定の追加・廃止、また、水害時の避難所（福祉避難室を含む）等については、速やかに市の広報紙等で住民への周知徹底を図る。

(5) 避難所（福祉避難室を含む）の鍵の保管等

避難所（福祉避難室を含む）の各管理責任者は、災害時の迅速な開設に備え、開設実務の習熟に努め、鍵の保管については所属職員に周知徹底しておくものとする。

5. 避難施設の整備

(1) 一時避難場所の整備

一時避難場所については、各学区または自治会単位に指定を行うものとし、学区または自治会における防災訓練等において、その周知を図る。

(2) 避難場所、広域避難場所の整備

避難場所、広域避難場所については、現在 50 施設について指定されている。これらの施設については、広報等での周知徹底とともに、避難路となるルート上に案内標識等の整備を推進する。

(3) 避難所（福祉避難室を含む）の整備

避難所（福祉避難室を含む）として指定される公共施設については、スロープや障害者用トイレ、FAX、文字放送テレビの設置を図る等の高齢者や障害者等に配慮した設備の整備を促進する。

また、避難所（福祉避難室を含む）が遠距離にある地域については、民間施設を含めて、避難所（福祉避難室を含む）の確保に努めるとともに、早期の避難勧告等の発令、車両による避難、バス等での移送等の対策を検討する。

更に、災害時における自立的な電源の確保を図るため、太陽光をはじめとする自然エネルギー発電設備の整備を推進する。

(4) 福祉避難所の指定

避難所（福祉避難室を含む）におけるバリアフリー化の促進を図るとともに、高齢者・障害者等の避難行動要支援者を収容する福祉避難所の指定に向けた協定締結を推進する。

※（資料 5-12）避難場所一覧

※（資料 5-13）避難場所位置図

6. 避難所運営マニュアルの作成

市は、避難所の開設及び運営について、地域住民、災害対策本部、ボランティアとの連携・協力が円滑に行えるように、「避難所運営マニュアル」を作成する。

第2 避難誘導體制の確立等

【防災担当課、守山警察署、北消防署】

避難誘導體制の整備について、基本的な考え方を検討する。

1. 基本的な考え方

(1) 災害が発生した場合または発生するおそれがある場合、広報車等により広域避難場所または避難所（福祉避難室を含む）への避難指示を行う。

(2) 市長は、災害が発生した場合または発生するおそれがある場合において、避難に時間を要する要配慮者に対し、避難勧告に先立って、避難の準備と避難行動の開始を促す避難準

備情報を発表するとともに、自主防災組織の協力を得て、避難誘導等を実施する。

- (3) 広域的な災害による避難準備情報、避難勧告、避難指示が出された場合、市は、避難所に職員を派遣し情報・伝達及び避難所の受け入れ体制を整える。

過去の震災では、多くの車中泊避難者が発生し、車中泊によるエコノミークラス症候群患者が多発した。このため、車中泊避難者の健康管理対策や屋内避難所への入所を勧めるなどの支援とエコノミークラス症候群患者の予防対策などを迅速に行うため、関係医療機関、市保健師、医師会およびボランティアセンターなどとの連携を図る。

- (4) 避難道路等の所要には、自主防災組織の避難誘導班員等を配置し避難誘導にあたる。
- (5) 消防署長は、避難準備情報、避難勧告、避難指示が出された場合には、災害の規模、道路・橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防隊の運用等を勘案し、最も安全な方向を市長、警察署長等に通報する。また、避難準備情報、避難勧告、避難指示が出された時点以降の消火活動は避難道路の安全を最優先として、その確保に努める。

2. 避難誘導体制の確立

- (1) 市及び消防署

ア. 被災地の状況把握

災害時において、地域ごとの延焼火災発生状況や浸水状況等について迅速に把握し、また、関係機関・隣接市等との連携により適切な避難誘導のために必要な情報収集を行う。

イ. 避難所の保全管理

① 施設管理者との協議

避難した市民の避難先における安全確保を図るため、施設の管理者と施設の整備、災害時の運用方法についてあらかじめ協議を行う。

② 避難所の保安

広域避難場所及び避難所を市街地火災等から防護し、避難した市民の避難先における安全確保を図るため、各周辺地域の不燃化、消防水利の充実、消防力の強化向上に努める。

③ 情報通信手段の整備

状況に応じた適切な対応を行うため、広域避難場所及び避難所に災害時の携帯無線等の配備を図る。

- (2) 警察署の対策

関係機関とともに道路の安全確保に努めるとともに、広報活動を積極的に実施し、避難者の混乱による事故やもめごと等が発生しないよう、適切な誘導を行う。

第7節 防災教育・広報及び防災訓練

市及び消防署は、職員はもちろん、住民に対して日頃からあらゆる機会を通じて防災知識の普及活動を行い、防災意識の高揚に努めるとともに、住民の自主防災組織の育成充実及び事業所における防災体制の充実を図る。また、防災訓練を通じて、災害時における防災活動が円滑に実施されるよう努めるものとする。

第1 防災教育及び広報

【防災担当課、北消防署、教育委員会】

1. 職員に対する防災教育

職員の災害時における的確な判断力を養成し、防災上必要な知識及び技術を向上させ、また、職場内における防災体制を確立するため、講習会、研修会等あらゆる機会を利用して防災教育の徹底を図る。

(1) 教育の方法

- ア. 防災訓練の実施
- イ. 講習会、研修会の開催
- ウ. 防災対策に関する検討会の開催
- エ. 見学・現地調査
- オ. 手引書（防災活動のマニュアル、パンフレット）等の配布

(2) 教育内容

- ア. 地震、風水害等に関する基礎知識、専門知識
- イ. 県が実施している防災計画、災害対策に関する知識
- ウ. 防災行政無線及び防災関係資機材の取扱い等の防災対策の技術
- エ. 災害対策関係法、その他の防災対策関係法令等、防災対策に必要な知識
- オ. 災害時に職員がとるべき具体的行動に関する知識（初動体制、業務分担等）
- カ. 防災関係施設、防災関係研修機関の見学、危険地域の現地調査による現況の把握と対策の検討

2. 学校における防災教育

地震、風水害等に関する科学的知識、避難の方法、災害時の心得等について、園児・児童・生徒の発達段階及び地域の実態等に応じた学校教育活動を通じて防災教育の徹底を図る。

(1) 実施計画

- ア. 学校（園）に「安全に関する主任」を置き、年1回以上必要な防災教育を行う。
- イ. 学校（園）に防災責任者を置き、関係法規に定める防災知識普及を行う。
- ウ. 学校長は毎年度始めに、非常災害時における児童・生徒等の避難、学校の警備、防火防災等の計画を作成し徹底を図る。

(2) 安全指導

教育課程の中に、地震、風水害等の原因、実態ならびにその対策等の事項をとりあげ習得させる。

(3) 防災訓練

学校行事等の一環として防災訓練を実施し、学校、家庭、地域等における防災の実践活動、避難行動等について習得させる。

(4) その他の教育活動

防災関係機関、防災施設ならびに防災関係の催し等の見学を行う。

3. 住民に対する防災教育及び広報

住民が自らの予防措置を講じ、災害時には一人ひとりが落ち着いて行動することが大切である。特に、同時多発火災の発生を抑えることが被害の軽減につながるため、各家庭における出火防止、初期消火等の徹底を図ることが課題となる。このため防災に関する講演会・講習会、地震・風水害パネル展示・映写会の開催、あるいはテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、広報紙、パンフレット、チラシ等の作成、配布を通じて防災意識の啓発等、防災に関する知識の普及を図る。

(1) 防災意識の啓発

公民館等で行われる講座及び総合防災訓練等を通して、地震、風水害等に関する一般知識、災害時の心得等の習得ならびに応急手当等の知識と技術の習得を図る。

(2) 非常用食料、飲料水等の備蓄の対応

3日分の非常用食料、飲料水等の備蓄、携帯ラジオ、乾電池、ポリタンク等の非常用持ち出し備品の保有、宅地内の給水装置の耐震化等の防災知識の普及を図るとともに、その実践を奨める。

(3) 広報

市民に対して災害に対する心得等の知識を普及するほか、ボランティア活動に関する情報や、要配慮者に対する防災活動について情報提供する。

ア. 内容

- ① 地震、風水害等に関する一般事項
- ② 平常時の心得に関する事項
- ③ 災害時の心得に関する事項
- ④ 防災関係機関の災害対策に関する事項
- ⑤ ボランティア活動等の防災対策に関する事項
- ⑥ 要配慮者に対する防災対策に関する事項

イ. 普及活動

- ① 「広報もりやま」及び防災マニュアル・パンフレット等の配布
- ② 市ホームページの活用ならびに関係機関のホームページの紹介
- ③ 災害に関するビデオ等の作成、貸出し
- ④ 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアの活用
- ⑤ 防災訓練の実施
- ⑥ 防災に関する講演会等の開催
- ⑦ 自主防災組織に対する指導
- ⑧ 民生委員等を通じて要配慮者への啓発

4. 防災相談の受付

市は、防災対策に関する様々な事項について、相談窓口を設置し、市民からの相談等に積極的に応じることとする。

第2 自主防災組織の育成

【防災担当課、北消防署、消防団、自治会】

災害による被害を最小限におさえ、その拡大を防ぐには、防災関係機関の活動のみでなく、日頃からの住民意識の高揚と災害時の自主的・組織的な出火防止、初期消火、避難等の防災活動が不可欠である。このため、既存の防災組織との連携を図りつつ、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。

1. 自主防災組織の結成及び育成・指導

自治会域ごとに自主防災組織を設け、組織として救出・救護班、避難誘導班、消火班等を置くような自主防災組織の結成を促進する。

これらの自主防災組織に対して、研修会の開催、救出・救護・初期消火、避難等の実技指導等、適切な支援を行い、効果的な防災活動の促進を図る。

さらに、自主防災組織の活動の円滑化を図るため、基本的事項については、規約等を作成するためのマニュアルを示し、育成・指導に努める。

「守山市自治会防災施設・設備整備費等補助金交付要綱」にもとづき、以下の場合において、助成を行う。

- ・自治会が災害に対する自衛のために防災施設及び設備の整備をする場合
- ・自主防災組織を結成する場合
- ・自治会または学区が総合防災訓練を実施する場合

※（資料 1-5）守山市自治会防災施設・設備整備費等補助金交付要綱

2. 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動は次の例示する事項を中心に行い、日頃から、地域の消防団や事業所等の防災組織と連帯を図りつつ、防災訓練等を通じて、災害対策に必要な知識・技術等の習得に努め、自らの防災能力を高める。

平常時の活動	(1) 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底 (2) 初期消火、避難、救出救護等各種訓練の実施 (3) 防災資機材（消火・救助用、応急手当用医薬品等）の備蓄、保守管理 (4) 地域内の避難行動要支援者の把握 (5) 地域内の危険個所、避難所・避難路の把握 (6) 組織の役割分担の明確化、情報連絡体制の確立 (7) 市の災害予防活動に対する協力
災害時の活動	(1) 初期消火の実施 (2) 救出・救護の実施及び協力 (3) 地域内の被害状況の把握、情報収集・伝達 (4) 避難活動、避難誘導の実施 (5) 炊き出しや救助物資の配分に関する協力

自主防災組織各班の活動内容

班	平常時の役割	非常時の役割
情報班	災害についての知識の習得及び映画、印刷物等による啓発、情報伝達収集訓練	災害情報の収集伝達、避難命令の伝達、被害状況を収集し、防災機関への伝達
避難誘導班	避難路、避難場所の巡回点検、避難訓練の実施	避難場所の安全確認、人員点呼、説得、避難誘導
消火班	火災予防運動の推進、家庭での初期消火の講習及び訓練、消防水利の確保 調達計画や斡旋方法の検討	出火防止の広報、火災の警戒、初期消火活動
救出救護班	負傷者の救出に必要な用具の調達及び技術の習得、救助訓練の実施、応急修理技術の習得、資機材の備蓄、労務の出動計画の作成	負傷者の救助活動及び破損した家屋等の応急修理
給食給水班	炊飯用具等の調達計画と管理、必要物資の調達計画や斡旋方法の検討、炊き出し訓練	備蓄品の確認、管理、炊き出し実施、給救援物資の配分の協力
防犯班	警察署との連携体制づくり、地区内及び周辺の巡回点検、危険物等の調査	警察活動に協力、被災地区の点検
その他	地区の特性で何が必要か話し合いそのものについて役割を決める	地区のなかで対処すべきことを実施

3. 地域防災リーダーの育成

コミュニティ消防教室等の受講者を中心に、地域における防災活動のリーダーの育成に努める。その際、女性の参画の促進に努める。

第3 事業所等の防災組織

【各事業所】

事業所（企業等）は、消防法第8条の規定により、防火管理者を定め「消防計画」を作成し、従業員、利用者の安全を確保するとともに地域の災害の拡大を防止するため、的確な防災活動を行うものとする。

また、事業所は、自主的な防災組織「自衛消防組織」を編成し、周辺地域の自治会等と密接な連携をとり、守山市が実施する防災関係事業に積極的に協力し、地域の安全に寄与するよう努める。

なお、学校、病院その他多数の人が出入りする公共施設についても、上記に準ずるものとする。

第4 防災訓練

【防災担当課、北消防署、消防団ほか】

防災時または災害が発生するおそれがある場合における防災活動の円滑な実施を期すため、防災に関する知識及び技能の修得とあわせて、住民に対する防災知識の普及を目的とした初期消火訓練、避難訓練等の基礎的訓練及び図上訓練を実施するとともに、これらの基礎訓練を組み合わせた総合的な防災訓練を実施するものとする。

1. 基礎的訓練

技能の修得を主体とした水防工法、通信連絡、消火、避難、救出・救護等の基礎的な実施訓練及び図上訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の錬磨を図るものとする。

(1) 水防工法訓練

水害が発生した場合において、その被害を最小限に防止し、迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、市職員、消防団、地域関係者に対し、土のう造り、杭打積土のう工その他防止工法全般についての水防訓練を実施する。

(2) 無線通信訓練

災害時には、情報の伝達収集に必要な電話網（有線通信）が不通または利用困難な状況になることが予想されるため、市職員、防災関係機関に対し防災無線の通信訓練を実施する。

(3) その他の訓練

炊出し訓練、避難訓練、非常召集訓練、その他の訓練を適宜実施する。

2. 総合訓練

防災関係機関、住民、事業所等の協力のもとに消火、避難、救出・救護、情報収集・伝達等各種の内容を包含した有機的かつ効果的な総合防災訓練を計画実施し、災害時における防災活動の円滑な実施を期するものとする。

(1) 実施時期

原則として毎年防災週間に実施する。

(2) 実施方法

市総合防災訓練の中で実施する。

(3) 参加機関

市、住民、学区・自治会・自主防災組織等、小・中学校、高等学校、幼稚園、保育園、消防署、消防団、警察署、守山野洲医師会、防災関係機関、民間協力団体等

(4) 訓練内容

災害対策本部設置訓練、通信訓練、情報伝達訓練、広報訓練、水防工法訓練、避難誘導訓練、災害警備訓練、応急救護訓練、道路障害物除去訓練、救護物資輸送配付訓練、応急給水訓練、応急炊出し訓練、初期消火訓練、その他各種復旧訓練

3. 防災訓練の検証

市及び防災訓練を実施した団体等は、訓練後、訓練結果を検証し、防災活動に有効な訓練が行われるように努める。

4. 防災訓練の指導協力

市及び消防署は、防災関係機関、住民、事業所が実施する防災訓練について、必要な助言・指導を行うとともに積極的に協力するものとする。

第5 防災マップの活用

【防災担当課、北消防署、消防団、自治会】

平成24年に改訂した防災マップを活用し、防災教育や防災訓練を積極的に実施する。

第8節 要配慮者の安全確保

【防災担当課、健康福祉部ほか】

災害が発生した場合、高齢者、障害者等の要配慮者にとって、適切な防災行動をとることは、容易ではないことから、環境の整備や支援等が必要である。

以下に要配慮者の安全対策ならびに社会福祉施設等の安全対策について定める。

第1 要配慮者の定義

要配慮者とは、災害対策基本法第8条第2項第15号に定める者とする。

第2 要配慮者への対策

災害発生時には、要配慮者は特に移動面に支障が伴うため、被害を受ける場合が多いことから市及び社会福祉施設等の管理者は、要配慮者の安全確保のため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1. 要配慮者の支援体制

市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、福祉担当部局や福祉関係機関との連携に努める。「また、車中泊避難者や在宅残留者の中には屋内避難所に入所できない要配慮者が存在することに留意し、巡回パトロールや生活援助物資等の配分が迅速かつ的確に実施できるよう体制整備に努める。」

2. 緊急連絡体制の確立

地域の自主防災組織活動、民生委員児童委員協議会等と協力し、要配慮者の情報を把握するとともに、緊急時の連絡体制について整備に努める。

3. 訓練の充実

要配慮者自らの対応能力を出来るだけ高めるため、自主防災組織等が実施する防災訓練に要配慮者が参加するよう支援する。また、迅速な支援体制を確立するため、避難行動要支援者名簿を活用した訓練等を実施するよう努める。

4. 人材の確保

市は、日ごろから手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。

5. 協働による支援

市は、要配慮者の支援を行うため、社会福祉協議会、社会福祉法人及び福祉関係団体、地域企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて協定を締結する。

第3. 避難行動要支援者の定義

避難行動要支援者の定義は、守山市避難行動要支援者名簿に関する条例第3条に定める者とする。

第4 避難行動要支援者の避難体制の構築

市は、県と協力し、自力で避難することが困難な高齢者・障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民や自主防災組織等との連携を図りながら、平常時から適切な避難誘導体制の整備に努める。

1. 避難行動要支援者のための避難支援プランの作成等

市は、高齢者・障害者等の避難行動要支援者やその介護者、避難支援等関係者が普段からあらゆる災害に関する基礎的な知識や災害発生時にとるべき行動について理解や関心を高めるため、避難支援マニュアルを作成するとともに、地域における避難行動要支援者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法・支援対策について地域福祉計画に盛り込むこととする。

また、地域住民、自主防災組織等の協力を得て、それらの者と連携しながら、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、一人ひとりの避難行動要支援者に対し、複数の避難支援者を定める等具体的な避難支援計画（以下「避難支援プラン」という。）の策定等の避難誘導體制の整備に努める。

なお、避難行動要支援者名簿条例に基づき、本人の同意を得ているものとして取り扱われた者については、市から避難支援プランが提供されないことから、真に登録名簿登載者を増大させることが、災害時等における円滑かつ迅速な避難支援等の実施につながるよう、民生委員・児童委員は要支援者を訪問して避難支援に必要な情報を収集するとともに自主防災組織は避難支援者を選定の上、避難支援プラン策定に努める。

2. 安否確認体制の整備

市は、災害時における避難行動要支援者の安否確認体制を確保するため、平常時から次の事項の整備に努める。

- (1) 市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援が必要なもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、災害対策基本法第49条の10から同条の13及び国が作成した避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、個人情報保護に留意しながら、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と連携し、災害時に迅速な対応がとれるように備える。
- (2) 市職員、社会福祉協議会職員、ケアマネジャー等の福祉関係職員、民生委員・児童委員等の福祉関係者との連携による在宅要援護者情報の収集と避難支援体制の確保
- (3) 避難支援者、自主防災組織、自治会、消防団、ボランティア組織等との連携体制の確保
- (4) 警察、消防署等との連携

3. 自主防災組織の強化

- (1) 自主防災組織が策定する自主防災計画において、災害発生時に援助を必要とする避難行動要支援者の実態把握に努めることとしている。
- (2) 災害発生後、直ちに在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難行動を手助けできるのは、家族や近隣住民であり、避難支援者、自主防災組織が、迅速に安否確認や避難誘導、救助活動が行えるよう普段から地域防災訓練を実施する等、自らの活動力の強化を図る。

4. 防災訓練の充実

市は、総合防災訓練の実施にあたっては、自主防災組織等を中心に、避難行動要支援者に

対するきめ細かい対応を想定した訓練の実施に努める。

5. 社会福祉施設への緊急入所

市は、県と協力し、災害により在宅生活が困難となる寝たきり等の高齢者や障害者を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手続き等、必要な事項についてあらかじめ関係施設との協定の締結を推進する。

6. 緊急通報システムの整備

市は、平常時の福祉・緊急対策事業として一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者等の安全を確保するため、病気等の緊急時に通報できるシステムの利用促進に努める。

また、寝たきり一人暮らしの在宅高齢者に対しては近隣住民の協力が不可欠であることから、近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に対する指導の充実を図る。

※（資料 5-16）要配慮者の現況

第5 社会福祉施設等における防災体制の構築

社会福祉施設の防災体制については、市の健康福祉部を通じて防災対策計画の策定、近隣の地域住民や自主防災組織、施設との関係の深いボランティア等との連携強化等の指導を行っているが、次の事項を重点に一層の防災体制の充実に努める。

1. 防災設備等の整備

社会福祉施設の管理者は、災害に対する施設の安全性を高めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄を努める。

2. 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、地震災害が発生した場合に迅速・的確に対応できるよう、あらかじめ施設内の防災組織を整えておく。

また、地域住民との連携を密にし、入所者の実態等に応じた協力が得られる体制づくりに努める。

3. 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、風水被害の発生に備え、情報伝達手段、方法を明確にするとともに、市の関係機関との緊急連絡体制を整える。

4. 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、職員や入所者が風水被害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、定期的に防災教育・訓練を実施する。

5. 施設間における災害援助協定の締結

市及び県は、施設の浸水等による入所者の他施設への移送等、施設相互の応援協力体制について、あらかじめ必要な事項を定めておく。

社会福祉施設の管理者は、風水被害発生に伴い施設等の運営に支障をきたし、施設独自では十分なサービスの提供が確保できない場合に備え、サービス事業者間における災害援助協定等の締結を推進する。

第6 市外からの来訪者及び外国人への対策

地理不案内な市外からの来訪者の安全な避難を確保するため、誘導標識、避難所（福祉避難室を含む）案内板等の整備に努める。

また、日本語が不自由な外国人に対しては、外国語による防災マニュアルを作成し、防災知識の普及に努める。

第7 避難所における要配慮者への配慮

市は、避難所（福祉避難室を含む）となる公共施設を「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づくバリアフリーの視点から、障害者トイレ、スロープ、手摺り、FAX、字幕放送対応テレビ等の整備を進めるとともに、日本語の理解が困難な外国人に配慮し、やさしい日本語や多言語による案内表示、情報提供に努める。

また、一般の避難所（福祉避難室を含む）生活が困難である要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の対応について、協定の締結・指定を推進する。

第8 要配慮者利用施設における対策

水防法の浸水想定区域に所在する社会福祉施設等の要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成、計画の市への報告および、計画に基づく避難訓練の実施および訓練結果の報告が義務化されていることから、要配慮者利用施設の管理者および市は、連携して円滑な避難に資する計画の作成を行う。なお、要配慮者利用施設一覧については、資料編の5 現況・設備の状況等の資料5-17 要配慮者利用施設一覧の通りとし、水防警報等が発表されたときの情報伝達方法については、緊急速報メール、市登録制メール、施設管理者に電話する等の方法で行う。

第9節 ボランティア

【防災担当課、健康福祉部、社会福祉協議会】

災害時におけるボランティア活動は、被災地の人々の生活の安全と再建を図る上で重要な役割を担うものである。以下に防災活動におけるボランティアとの連携協力が円滑に行えるよう、条件整備等について定める。

第1 ボランティアの活動と種類

ボランティアには被災建築物の応急危険度判定や通訳業務等、一定の知識、経験や資格を必要とする専門ボランティアと、避難所における炊き出しや支援物資の管理・配布、被災地の人々の世話や話し相手等の一般ボランティアがある。今後それぞれの活動形態の応じた受け入れ体制の整備を図るものとする。

1. ボランティアの活動項目

- (1) 生命・身体の危険を伴う公的救援活動の後方支援活動
[内容] 災害情報伝達、炊き出し、医療救護、応急救護、負傷者搬送、物資等の輸送、通信、コミュニケーション支援、災害状況調査等
- (2) 災害現象が終息した後の、応急・復旧・復興過程における活動
[内容] 医療（補助）、教育（補助・援助）、専門的な各種活動
失業対策等の福祉活動（生活再建のためのソフト部分を支える活動）

2. ボランティアの種類

- (1) 一般ボランティア
ア 地元ボランティア
守山市ボランティア連絡協議会をはじめ自治会や婦人会等の従来の地域の組織が活動の担い手となる。
イ 外部からのボランティア
各種団体等による組織的なものと、個人または個人のグループでボランティアに参加するものがある。
- (2) 専門ボランティア
災害発生後、救助活動から復旧、復興活動へと進んでいく課程で、種々の専門性をもったボランティア活動が必要となってくる。応急危険度判定士、外国語通訳、医療従事者等、一定の知識と経験や資格を必要とする活動である。

第2 ボランティア意識の醸成

市は、社会福祉協議会等ボランティア関係団体と連携し、ボランティア活動に関する広報・啓発、研修等を推進するとともに、地域や学校、事業所等でボランティア活動に接する機会の充実に努める。

第3 ボランティアコーディネーター等の育成

市は、県ボランティアセンター等で実施される災害時のボランティア活動のあり方、求め

られるマンパワーの要件、活動の支援・調整方法等についての研修等を利用し、また、県と協力し、市ボランティアセンターでの研修を開催する等により、コーディネーターの養成に努める。

第4 ボランティア活動を支援するための環境整備

ボランティアには、専門知識や経験、資格に基づいた専門ボランティアと、特別な資格を必要としない一般ボランティアがあり、それぞれの活動形態に対応した、受け入れ体制の整備を推進する。また、ボランティア活動保険の加入等、事故の際の損害賠償や活動費用の検討も行うものとする。

- (1) 平常時、災害発生時、災害発生後の各段階別にボランティアの活用に関する計画を策定する。
- (2) ボランティア活動の基本概念を検討し、要綱等を作成する。
- (3) 各ボランティア団体の対応活動について調整を行う窓口を設置する。(県災害ボランティアセンター及び市災害ボランティアセンター)
- (4) ボランティア団体とその専門機能、人的・物資資源についてのリストを作成する。
- (5) 地域活動団体、ボランティア団体、NPO（民間非営利団体）、企業の社会貢献活動等を含めたネットワークづくりをすすめる。
- (6) 捜索・救助、応急処置、消防その他の緊急時対応活動等のボランティア活動の研修を実施し、登録するプログラム等を策定する。
- (7) 緊急時に必要な一定の活動を行う許可または保護を与える条例を制定する。
- (8) 災害ボランティアの保険制度を活用する。
- (9) 各種ボランティア団体等に対する支援情報を提供する。
- (10) ボランティア活動に対する理解の啓発・普及、ボランティア意識の啓発を行う。

第5 専門ボランティアとの連携体制の構築

市は、県と協力して、建設業界団体や滋賀県国際協会等の関係団体と、災害時における連携協力関係の構築に努める。

大地震等の災害により、道路や鉄道等の交通機能等が停止した場合、速やかに帰宅できない帰宅困難者が発生すること予想される。

このため、帰宅困難者に対する情報の提供や徒歩帰宅支援等について、関係機関と連携を図りながら、対策を推進する。

第1 事業所等における帰宅困難者対策の推進

事業所及び施設の管理者は、災害が発生した場合、従業員、施設利用者、来客者について、施設内外の安全な場所に保護・誘導を行うものとし、災害時の避難空間の確保と、仮眠等のための必需品等の備蓄を図るものとする。

また、駅周辺の混乱を事前に防止するために、交通機関の運行状況等の情報を報道機関等から収集し、保護・誘導した者に対する的確な情報提供を行えるように、情報収集体制の確保に努めるものとする。

第2 駅周辺の混乱防止

1. 帰宅困難者の一時的な保護施設の確保

災害時において、帰宅困難者による駅周辺の混乱を防止するために、駅周辺の公共施設・避難所（福祉避難室を含む）等について、帰宅困難者の休憩場所として開放することを検討する。

2. 帰宅困難者への情報提供体制の整備・充実

駅周辺における帰宅困難者に対し、市は、鉄道会社、バス会社等の各事業者と協力して、交通機関の運行状況等の情報提供体制を整備・充実する。

第3 帰宅困難者の支援対策の充実

市は、帰宅困難者の支援対策として、市の開設した避難所（福祉避難室を含む）において、情報、休憩場所、トイレ、飲料水、非常食等の提供を行うものとし、その体制の確保に努める。